

総合区素案 【各論】

平成*年*月*日

副首都推進局

資料

- 1 区割り・区の名称、総合区役所の位置
- 2 事務分担
- 3 組織体制
- 4 予算の仕組み
- 5 財産管理
- 6 総合区政会議、地域自治区・地域協議会
- 7 総合区設置に伴うコスト
- 8 設置の日
- 9 総合区のすがた

- 1 区割り
区の名称
総合区役所の位置

目 次

- | | | |
|---|----------|-------|
| 1 | 区割り・区の名義 | 区割- 1 |
| 2 | 総合区役所の位置 | 区割- 4 |

1 区割り・区の名称

(1) 基本的な考え方

区割り

以下の5つの具体的な視点に基づき、区割りを策定

各総合区における将来（H47）人口規模を30万人程度とし、各区間の人口格差は最大2倍以内とする

これまでの地域において築きあげてきたコミュニティを考慮し、過去の合区・分区の歴史的な経緯を踏まえる

総合区内における住民の円滑な移動や住民間の交流を確保できるよう、鉄道網の接続や商業集積を考慮する

工営所、公園事務所など、既存の事業所をできる限り活用する

災害対策について、緊急時には全市的な対応が必要となるが、防災上の視点についても考慮する

区の名称

区の名称の取扱いは、方位、地勢、地域の歴史等も考慮し、住民に親しみやすく、わかりやすいものとなるよう、簡潔なものとするを基本とする

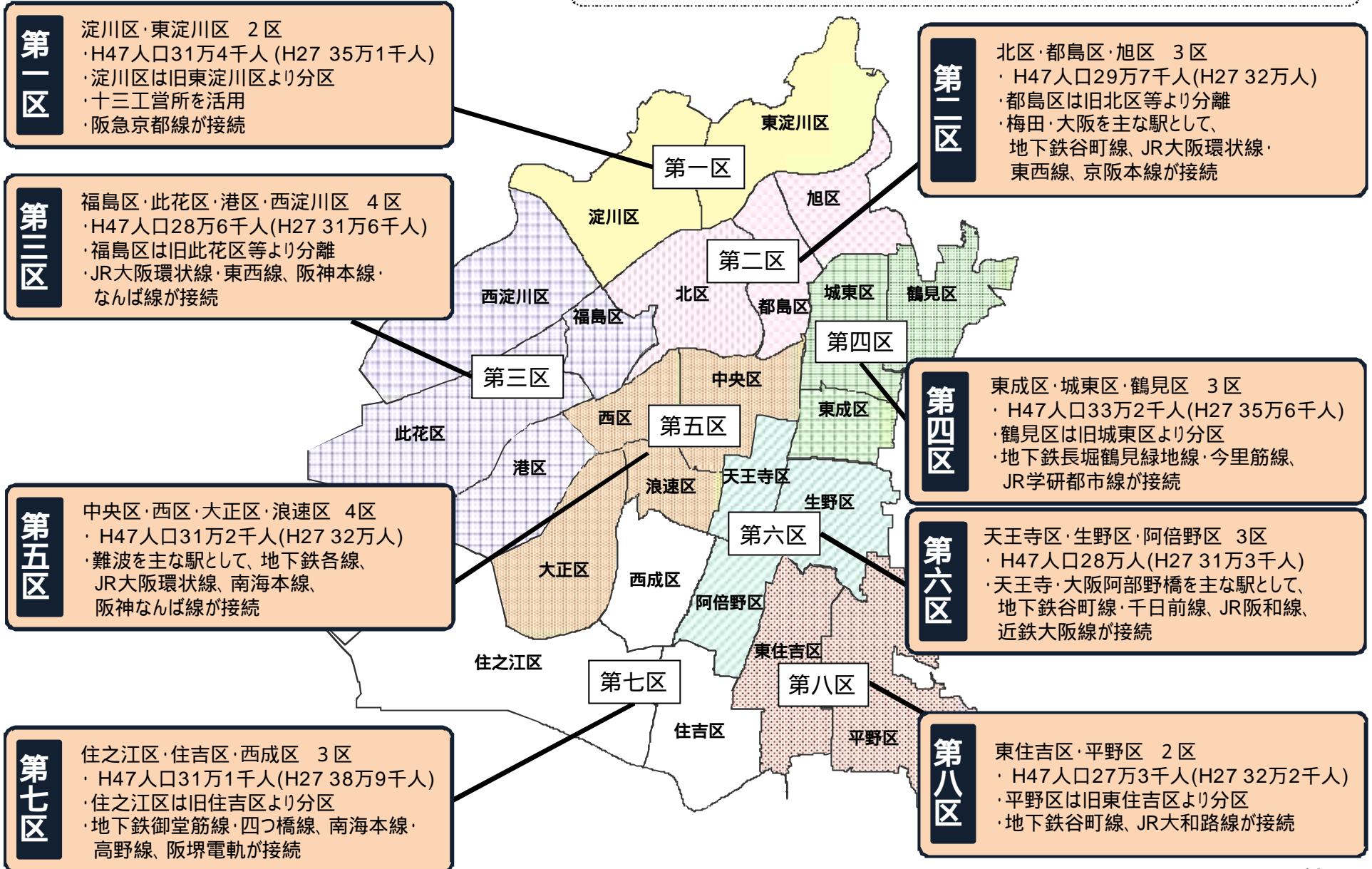
総合区の設置決定後、設置する日までの間に、住民等の意見を踏まえて条例で定める

なお、町の名称も区の名称に準じて大阪市長が定める

1 区割り・区の名称

(2) 区割り(案)・区の名称(案)

本資料で示した第一区～第八区は仮称で、北に位置する区から順に番号を付番



(3) 区割り(案)に関する基礎データ

区名	人口(人) (H27.10.1現在) 1	将来推計人口(人) 平成47年 2	面積(km ²) 3	分区分区の変遷						鉄道路線 (2行政区以上 跨る路線を記載)	主な鉄道駅・ 商業集積地区	工営所	公園 事務所
				昭和49年7月 26区制		昭和18年4月 22区制		昭和7年4月 15区制					
福島区	72,484	72,085	4.67	福島区		福島区		此花区		JR大阪環状線・東西線 阪神本線・なんば線	弁天町	海老江	扇町
此花区	66,656	55,721	19.25	此花区		此花区		此花区				市岡	八幡屋
港区	82,035	69,833	7.86	港区		港区		港区				海老江	十三
西淀川区	95,490	89,262	14.22	西淀川区		西淀川区		西淀川区					
A計	316,665	286,901	46.00										
淀川区	176,201	157,450	12.64	淀川区		東淀川区		東淀川区		阪急京都線	新大阪	十三	十三
東淀川区	175,530	157,015	13.27	東淀川区		東淀川区		東淀川区					
B計	351,731	314,465	25.91										
北区	123,667	128,460	10.34	北区	大淀区	北区	大淀区	北区		地下鉄谷町線 JR大阪環状線・東西線 京阪本線	梅田・大阪	海老江	扇町
都島区	104,727	95,110	6.08	都島区		都島区		北区				中浜	鶴見
旭区	91,608	74,412	6.32	旭区		旭区		旭区					
C計	320,002	297,982	22.74										
東成区	80,563	73,360	4.54	東成区		東成区		東成区		地下鉄長堀鶴見緑地線・ 今里筋線 JR学研都市線	京橋	田島	真田山
城東区	164,697	149,698	8.38	城東区		城東区		旭区				中浜	鶴見
鶴見区	111,557	109,178	8.17	鶴見区		城東区		旭区					
D計	356,817	332,236	21.09										
中央区	93,069	96,378	8.87	東区	南区	東区	南区	東区	南区	地下鉄御堂筋線・中央線・ 千日前線・四つ橋線・ 堺筋線・長堀鶴見緑地線 JR大阪環状線 南海本線/阪神なんば線	難波	市岡	大阪城
西区	92,430	101,870	5.21	西区		西区		西区				津守	八幡屋 大阪城
大正区	65,141	51,405	9.43	大正区		大正区		大正区					
浪速区	69,766	62,658	4.39	浪速区		浪速区		浪速区					
E計	320,406	312,311	27.90										
天王寺区	75,729	79,277	4.84	天王寺区		天王寺区		天王寺区		地下鉄谷町線・千日前線 JR阪和線 近鉄大阪線	天王寺・ 大阪阿部野橋	田島	真田山
生野区	130,167	105,311	8.37	生野区		生野区		東成区				平野	長居
阿倍野区	107,626	95,903	5.98	阿倍野区		阿倍野区		住吉区					
F計	313,522	280,491	19.19										
住之江区	122,988	101,645	20.61	住之江区		住吉区		住吉区		地下鉄御堂筋線・四つ橋線 南海本線・高野線 阪堺電軌	天下茶屋	住之江	長居
住吉区	154,239	133,756	9.40	住吉区		住吉区		住吉区				津守	八幡屋
西成区	111,883	75,954	7.37	西成区		西成区		西成区					
G計	389,110	311,355	37.38										
東住吉区	126,299	104,736	9.75	東住吉区		東住吉区		住吉区		地下鉄谷町線 JR大和路線	駒川中野・ 針中野	平野	長居
平野区	196,633	168,840	15.28	平野区		東住吉区		住吉区					
H計	322,932	273,576	25.03										
合計	2,691,185	2,409,317	225.21										
倍率	1.24	1.21		□について、「人口及び将来推計人口」においては最大値及び最小値を、「分区分区の変遷」においては当時の同じ区を太囲いにて表示。									

1:平成27年国勢調査結果による。

2:平成22年国勢調査を基に平成25年10月1日の人口を推計し、これを将来推計の基準人口とした。(平成26年8月推計)

3:面積は平成27年10月1日現在(国土地理院発表)。単位未満は四捨五入のため、各区の面積の合計は総数と一致しない。

2 総合区役所の位置

(1) 基本的な考え方

総合区役所の位置

現在の区役所庁舎から、総合区の主たる事務所（総合区役所）の位置を選定
選定に際しては、地方自治法の規定に基づき、

**住民からの近接性
交通の利便性
地域における中心性**

を考慮すべき条件として点数化し、

得点の多い区役所庁舎を優先しつつ、庁舎の面積も勘案して、総合区役所を選定

地方自治法

第四条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

- 2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当つては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

地方自治法において、総合区の事務所の位置は、第4条第2項を準用し、住民の利便性を十分に考慮すべきこととされている。

2 総合区役所の位置

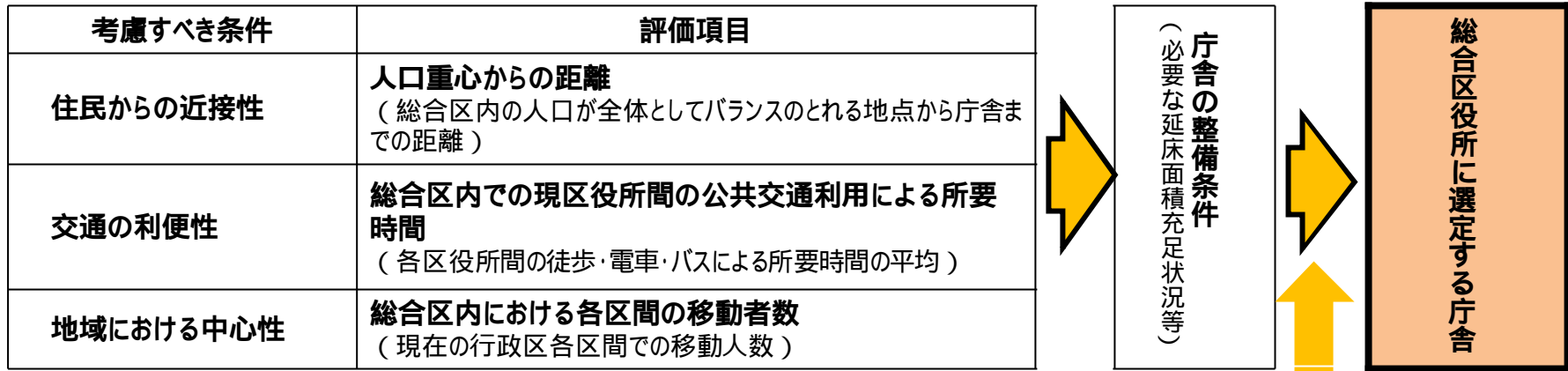
(2) 選定方法

検討方法

考慮すべき条件を点数化
 新たな事務分担による職員体制案を基にした庁舎面積の充足状況を検討

基本とする選定条件

点数の多い区役所庁舎の庁舎面積が、
 充足されている場合は、当該庁舎を総合区役所庁舎とする
 充足されてないが、活用可能な近隣市有施設がある場合は、当該庁舎を総合区役所庁舎とする
 充足されてなく、活用可能な近隣市有施設もない場合は、次点となった庁舎の充足状況や近隣市有施設
 の状況により、総合区役所庁舎を選定する



考慮すべき条件毎に最大5.0点から最小1.0点と点数化し、合計得点を算出
 庁舎床面積は公有財産台帳により算出し、本庁舎及び保健福祉センターの床面積から、
 駐車場、駐輪場面積を除外した面積を算出
 不足する庁舎面積は、近隣の市有施設の活用などを考慮して検討

2 総合区役所の位置

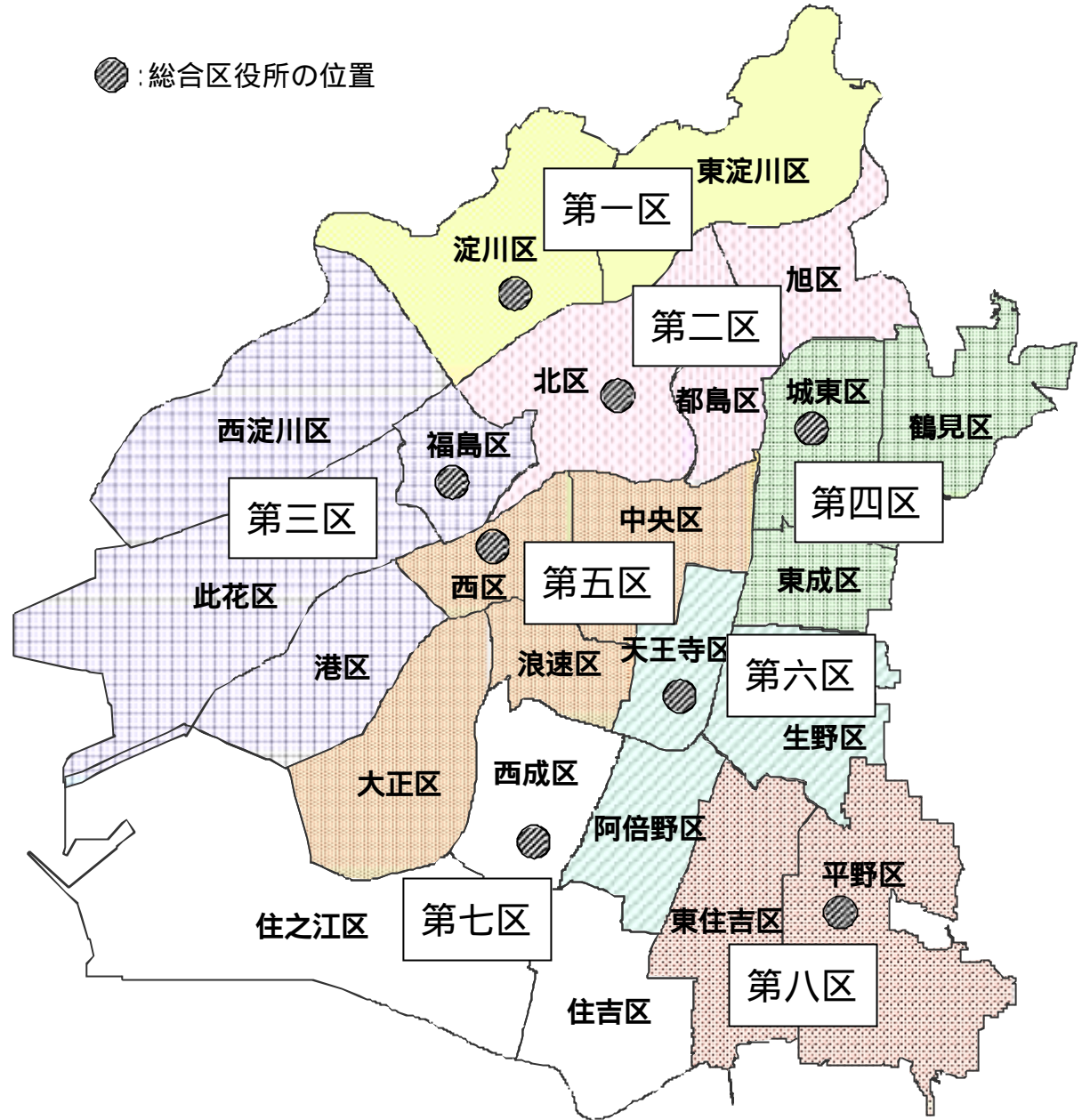
(3) 選定庁舎と選定理由

	選定庁舎	選定理由
第一区	淀川区役所	評価項目点数は同じであるが、現庁舎で新たな組織体制における職員の収容が可能な淀川区役所を選定
第二区	北区役所	評価項目点数は都島区役所が最も高いが、必要延床面積が不足することから、現庁舎で新たな組織体制における職員の収容が可能な北区役所を選定
第三区	福島区役所	評価項目点数が最も高く、現庁舎で新たな組織体制における職員の収容が可能な福島区役所を選定
第四区	城東区役所	評価項目点数が最も高く、必要延床面積は不足するものの近隣に活用可能な市有施設がある城東区役所を選定
第五区	西区役所	評価項目点数が最も高く、現庁舎で新たな組織体制における職員の収容が可能な西区役所を選定
第六区	天王寺区役所	評価項目点数が最も高く、現庁舎で新たな組織体制における職員の収容が可能な天王寺区役所を選定
第七区	西成区役所	評価項目点数は住之江区役所が最も高いが、必要延床面積が不足し、かつ近隣に活用可能な市有施設がないため、近隣に活用可能な市有施設がある西成区役所を選定
第八区	平野区役所	評価項目点数は同じであるが、現庁舎で新たな組織体制における職員の収容が可能な平野区役所を選定

2 総合区役所の位置

(4) 総合区役所の位置(案)

総合区名 (仮称)	総合区役所の位置
第一区	淀川区役所
第二区	北区役所
第三区	福島区役所
第四区	城東区役所
第五区	西区役所
第六区	天王寺区役所
第七区	西成区役所
第八区	平野区役所



参考（選定評価表）

	現区庁舎 (庁舎延床面積)	評価項目点数				庁舎の整備条件 必要延床面積 充足状況 (過不足面積)	選定庁舎
		人口重心 からの距離	現区役所間 公共交通 所要時間	各区間の移動 者数	合計 点数		
第一区	淀川区役所 (8,158㎡)	1.0点 (2.7km)	5.0点 (平均31.7分)	5.0点 (9,682人)	11.0点	充足 (140㎡)	淀川区役所
	東淀川区役所 (6,671㎡)	5.0点 (2.0km)	5.0点 (平均31.7分)	1.0点 (5,289人)	11.0点	不足 (1,790㎡)	
第二区	北区役所 (7,463㎡)	3.0点 (1.6km)	4.6点 (平均26.1分)	5.0点 (20,621人)	12.6点	充足 (530㎡)	北区役所
	都島区役所 (6,067㎡)	5.0点 (1.3km)	5.0点 (平均25.5分)	2.7点 (12,512人)	12.7点	不足 (260㎡)	
	旭区役所 (5,811㎡)	1.0点 (2.0km)	1.0点 (平均30.9分)	1.0点 (6,408人)	3.0点	不足 (1,120㎡)	

参考（選定評価表）

	現区庁舎 (庁舎延床面積)	評価項目点数				庁舎の整備条件 必要延床面積 充足状況 (過不足面積)	選定庁舎
		人口重心 からの距離	現区役所間 公共交通 所要時間	各区間の移動 者数	合計 点数		
第三区	福島区役所 (7,865㎡)	3.9点 (1.3km)	5.0点 (平均22.2分)	5.0点 (10,555人)	13.9点	充足 (810㎡)	福島区役所
	此花区役所 (5,458㎡)	5.0点 (0.8km)	1.8点 (平均32.6分)	2.6点 (6,049人)	9.4点	不足 (1,040㎡)	
	港区役所 (7,584㎡)	1.0点 (2.7km)	1.0点 (平均35.3分)	1.0点 (3,039人)	3.0点	充足 (90㎡)	
	西淀川区役所 (8,593㎡)	1.4点 (2.6km)	2.0点 (平均31.8分)	1.6点 (4,125人)	5.0点	充足 (730㎡)	
第四区	東成区役所 (7,079㎡)	1.0点 (2.9km)	1.0点 (平均27.8分)	1.0点 (5,349人)	3.0点	充足 (110㎡)	城東区役所
	城東区役所 (7,337㎡)	5.0点 (1.5km)	5.0点 (平均21.3分)	5.0点 (11,545人)	15.0点	不足 (780㎡) 近隣に活用可能な 市有施設あり	
	鶴見区役所 (7,505㎡)	3.4点 (2.1km)	1.1点 (平均27.7分)	4.5点 (10,810人)	9.0点	充足 (120㎡)	

参考（選定評価表）

	現区庁舎 (庁舎延床面積)	評価項目点数				庁舎の整備条件 必要延床面積 充足状況 (過不足面積)	選定庁舎
		人口重心 からの距離	現区役所間 公共交通 所要時間	各区間の移動 者数	合計 点数		
第五区	中央区役所 (8,332㎡)	2.5点 (2.1km)	2.5点 (平均32.3分)	5.0点 (41,244人)	10.0点	充足 (780㎡)	西区役所
	西区役所 (7,047㎡)	5.0点 (1.1km)	5.0点 (平均26.4分)	2.5点 (17,939人)	12.5点	充足 (240㎡)	
	大正区役所 (7,372㎡)	1.0点 (2.7km)	1.0点 (平均35.7分)	1.0点 (3,694人)	3.0点	充足 (200㎡)	
	浪速区役所 (8,575㎡)	5.0点 (1.1km)	3.6点 (平均29.7分)	2.4点 (16,577人)	11.0点	充足 (530㎡)	
第六区	天王寺区役所 (7,608㎡)	1.8点 (1.3km)	5.0点 (平均25.2分)	5.0点 (16,251人)	11.8点	充足 (580㎡)	天王寺区役所
	生野区役所 (10,935㎡)	5.0点 (0.8km)	1.8点 (平均29.3分)	1.0点 (5,513人)	7.8点	充足 (1,010㎡)	
	阿倍野区役所 (6,459㎡)	1.0点 (1.4km)	1.0点 (平均30.3分)	2.7点 (10,140人)	4.7点	不足 (670㎡)	

参考（選定評価表）

	現区庁舎 (庁舎延床面積)	評価項目点数				庁舎の整備条件		選定庁舎
		人口重心 からの距離	現区役所間 公共交通 所要時間	各区間の移 動者数	合計 点数	必要延床面積 充足状況 (過不足面積)		
第七区	住之江区役所 (6,454m ²)	5.0点 (1.2km)	3.4点 (平均28.0分)	5.0点 (14,415人)	13.4点	不足 (2,030m ²)	西成区役所	
	住吉区役所 (10,687m ²)	1.0点 (1.9km)	1.0点 (平均29.8分)	1.0点 (8,070人)	3.0点	充足 (480m ²)		
	西成区役所 (11,807m ²)	1.2点 (1.9km)	5.0点 (平均26.8分)	1.7点 (9,106人)	7.9点	不足 (1,170m ²) 近隣に活用可能な市 有施設あり		
第八区	東住吉区役所 (6,967m ²)	1.0点 (2.0km)	5.0点 (平均18.7分)	5.0点 (9,534人)	11.0点	不足 (1,170m ²)	平野区役所	
	平野区役所 (10,819m ²)	5.0点 (0.4km)	5.0点 (平均18.7分)	1.0点 (8,731人)	11.0点	充足 (260m ²)		

2 事務分担

目 次

1	基本的な考え方	事務- 1
2	局と総合区の事務分担	事務- 2
3	総合区の主な事務	事務- 3
4	局と総合区の主な事務	事務- 4
5	総合区政の運営イメージ	事務- 1 0
6	総合区と地域自治区の事務分担	事務- 1 5
7	総合区と地域自治区の主な事務	事務- 1 6

1 基本的な考え方

(1) 総合区事務を拡充する観点での事務仕分けの実施

住民に身近な行政サービスは、総合区で実施

総合区は、住民意見を的確に反映し、地域の実情に応じた行政サービスを提供できるよう、一般市が実施する事務をベースにしながら、直接、住民を対象とする事務を中心に、住民生活と密接に関わる事務を幅広く行う

市全体の統一性・一体性や高度な専門性が求められる事務は、局で実施

局は、市域全体の観点から実施すべき事務などを行う（事務-2【局に留保する事務】参照）
一般市が実施する事務であっても、事務の性質上又は効率性の観点から一体的に実施すべき事務についても局が行う

「総合区事務の拡充」と「効率性・専門性の確保」の双方の観点から、最適なニア・イズ・ベターを追求

効果と課題を考慮しつつ、総合区事務を拡充する観点から事務仕分けを実施

効果

地域の実情に応じたきめ細かい行政サービスの実現
市民協働のさらなる促進

課題

効率性の確保
専門性の確保

2 局と総合区の事務分担

(1) 事務の分担



以下の観点から、局に留保する事務を仕分け

【局に留保する事務】

分類	事務の内容
市長固有の権限に属する事務	➢ 条例・規則、予算
組織運営に関わる事務	➢ 企画立案、人事、管財
地方公共団体として実施すべき事務	➢ 計画策定、審議会、対外調整
市域全体の観点から実施すべき事務	➢ 成長戦略、広域的なまちづくり
一つの総合区では完結しない事務	➢ 総合区域を越える事業認可、システム運用
平等取扱いの原則等から一体的に処理すべき事務	➢ 保険事業、個人給付や補助制度、許認可にかかる審査基準等
事務の性質上一体的に処理すべき事務	➢ 市内1か所施設の管理、緊急時対応
効率性・専門性の確保	➢ 総合区移管によるデメリットがメリットに比べ過大となるもの

現在の区役所（保健福祉センターを含む。以下同じ。）で実施している事務

一般市が実施する事務をベースに、住民生活と密接に関わる事務を幅広く実施（局から事務を移管）

市民協働に適した事務

（まち美化パートナー制度、たばこ市民マナー向上エリア制度など）

地域の特色を生かした事務

（地域の実情に合わせたまちづくりの検討、生涯スポーツなど）

きめ細かい地域づくりに資する事務

（道路・公園（幹線道路・大規模公園を除く）の維持管理、放置自転車対策など）

住民生活と密接に関わる事務

（民間保育所の設置認可、スポーツセンター・プール・老人福祉センターの運営など）

分野	総合区の事務(主なもの)	期待される効果
<p>こども・子育て支援</p>	<p>保育・子育て支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市立保育所の運営、民間保育所の設置認可 ・児童いきいき放課後事業 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 保育所の入所決定・保育料の徴収 児童手当・こども医療費助成の申請受理・審査・支給 </div>	<p>【保育所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・待機児童解消に向けて、区役所が中心となって、より地域の特性や実情にあった施策の実施が可能
<p>福祉</p>	<p>高齢者福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉センターの運営 <p>生活保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労支援 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 国民健康保険・介護保険・国民年金の諸手続き 生活保護の申請受理・決定・支給・就労支援相談 </div>	<p>【老人福祉センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者の公募にあたり、地域における身近な福祉施設として、地域のニーズを反映することで、施設の利便性の向上が期待
<p>まちづくり・都市基盤整備</p>	<p>道路・公園</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路・公園の維持管理 (幹線道路・大規模公園を除く) <p>まちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放置自転車対策 ・地域の実情にあわせたまちづくりの検討 (市有地の活用方針等の検討) 	<p>【道路・公園の維持管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路の日常管理や公園利用の支障となっている遊具の使用禁止や樹木剪定など、より迅速かつきめ細かい対応が可能 <p>【放置自転車対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車等放置禁止区域の拡大や撤去回数の見直しなど、より迅速かつきめ細かい対応が可能
<p>住民生活</p>	<p>住民生活</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツセンター、プール・屋内プールの運営 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 住民基本台帳、戸籍、印鑑登録証明(届出・証明等) 地域安全防犯対策 地域振興・地域活動支援 </div>	<p>【市民利用施設(スポーツセンター・プール等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者の公募にあたり、地域における身近な市民利用施設として地域のニーズを反映することで、施設の利便性の向上が期待

 は、現在、区役所で実施している事務

4 局と総合区の主な事務

	1 こども	2 福祉
局	<ul style="list-style-type: none"> ・こども・子育て支援計画 ・市立児童養護施設等の運営 ・市立青少年施設の運営 ・青少年の健全育成（審議会の運営等） ・教育相談（電話等） ・こども相談センターの運営 ・児童養護施設等の設置の認可・助成等 ・児童養護施設等への措置費の支払い ・保育所の設置認可・助成等（制度管理・審議会の運営） ・ひとり親家庭等の支援 ・子どものショートステイ事業 ・病児・病後児保育事業 ・市立保育所の運営、一時預かり事業、子ども・子育てプラザの運営、児童いきいき放課後事業（以上、制度管理等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人の認可等 ・市立障がい者施設等の運営 ・生活保護（制度管理） ・ホームレス対策・あいりん対策 ・身体障がい者更生相談所・知的障がい者更生相談所 ・発達障がい者支援 ・障がい者施設等の設置の認可・助成等 ・市立介護老人保健施設の運営 ・障がい者施策（障がい者スポーツ振興事業等） ・高齢者施策（日常生活用具給付等事業等） ・老人憩の家の運営助成等
総合区	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所の設置認可・助成等 ・市立保育所の運営 ・一時預かり事業 ・子ども・子育てプラザの運営 ・児童いきいき放課後事業 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所の入所決定・保育料の徴収 ・児童手当・こども医療費助成の申請受理・審査・支給 ・児童委員の指揮・監督 ・母子父子寡婦福祉資金の貸付 ・青少年の健全育成（青少年育成推進会議等） </div> <p style="margin-top: 10px;"> は、現在、区役所で実施している事務 </p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護（就労支援） ・老人福祉センターの運営 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険・介護保険・国民年金の諸手続き ・身体障がい者手帳等の申請受理・審査・交付 ・医療費助成等の申請受理・審査・支給 ・生活保護の申請受理・決定・支給、就労支援相談 ・民生委員の指揮・監督 </div>

	3 健康・保健	4 教育
局	<ul style="list-style-type: none"> ・健康危機管理対応（感染症対策・検疫等） ・医療法人の設立認可等、病院の開設許可等 ・難病等対策 ・こころの健康センターの運営及び精神保健関係事務 ・精神障がい者保健福祉手帳の判定 ・放射線技術検査、食肉衛生検査事務 ・動物管理センター・分室の運営 ・保健所の運営 ・母子保健関係事務 ・薬事の許可等、食品衛生関係事業の許可等 ・環境衛生関係事業の許可等 ・狂犬病予防注射等 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会会議 ・教職員の人事、研修、給与、福利厚生 ・学校の設置廃止、学級編制、統計調査等 ・学校施設の補修等 ・文化財保護 ・総合生涯学習センター・市民学習センターの運営 ・図書館 ・就園奨励費補助の申請受理、支払い ・学校評価、学校協議会 ・学校元気アップ地域本部事業（制度管理） ・私立幼稚園に対する助成（制度管理）
総合区	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ふれあい子育て支援教室 <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診 がん検診 健康講座 予防接種 ・母子健康手帳の交付、母親教室 ・難病等医療費助成の申請受理 ・精神障がい者保健福祉手帳の申請受理・交付 ・食品・環境衛生関係事業の許可に関する相談 ・犬の登録、狂犬病予防注射済票の交付 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールソーシャルワーカー活用事業 ・学校元気アップ地域本部事業 ・私立幼稚園に対する助成の申請受付・審査・給付等 <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>【委任により実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校の就学事務、通学区域の設定・変更 <p>【補助執行により実施（検討中）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習（生涯学習ルーム等） ・学校選択制（方針案の作成） ・学校適正配置（再編計画案作成、地元調整） ・保護者・地域住民等の参画のための会議 </div>

4 局と総合区の主な事務

	5 環境	6 産業・市場
局	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー政策の推進 ・環境基本計画の策定、推進 ・環境監視規制（大気汚染常時監視） ・地球温暖化対策 ・廃棄物処理業の許可 ・一般廃棄物の収集輸送、ごみ減量啓発 ・斎場、大規模霊園の運営 ・環境監視規制（水質汚濁・土壌汚染） ・産業廃棄物排出事業者の規制 ・環境監視規制（騒音・振動・悪臭） ・路上喫煙対策に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・成長戦略の推進 ・大阪産業創造館、インテックス大阪の運営等 ・大阪産業技術研究所の運営支援 ・商工会議所に関する事務 ・A T Cに関する事務 ・計量検査所の運営 ・中央卸売市場 ・小規模・ベンチャー企業支援 ・ものづくり関連事業 ・商店街振興組合法に関する事務 ・中小小売商業振興法に関する事務 ・市民農園の開設許可等に関する事務 ・コミュニティビジネスへの支援 ・商店街の活性化（商店街等のアーケード・街路灯整備やオープンモール化への支援等）
総合区	<ul style="list-style-type: none"> ・環境教育・環境啓発の取組み ・小規模霊園の運営 ・清掃ボランティア活動に関する事務（まち美化パートナー制度） ・路上喫煙対策に関する事務の一部（たばこ市民マナー向上エリア制度） 	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街の活性化（商店街等のにぎわい創出等に向けた自主的な取組みへの支援）

	7 都市魅力	8 まちづくり
局	<ul style="list-style-type: none"> ・観光振興（OSAKA光のルネサンス等） ・文化振興（大阪クラシック等） ・博物館の運営 ・美術館の運営 ・競技スポーツ（大阪マラソン等） ・長居陸上競技場の運営 ・大学等の誘致 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画事務 ・土地区画整理、市街地再開発、住宅地区改良 ・広域的交通基盤整備 ・戦略拠点開発（うめきた地区等） ・建築確認関係事務 ・鉄道駅耐震補強の助成等 ・港湾事業 ・市営住宅の管理 ・民間住宅の登録・認定（サービス付き高齢者向け住宅登録事業等） ・わがまちナイススポット（景観資源）の発見（審議会の運営等） ・放置自転車対策、駐輪場の整備（制度管理）
総合区	<ul style="list-style-type: none"> ・文化振興（創造を楽しむ元気な地域づくりの推進等） ・生涯スポーツ（市民レクリエーションセンター、スポーツ教室等） <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・文化振興（地域文化事業等） ・生涯スポーツ（学校体育施設開放事業等） </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情にあわせたまちづくりの検討（市有地の活用方針等の検討） ・わがまちナイススポット（景観資源）の発見 ・まちづくり活動支援 ・放置自転車対策、駐輪場の整備

4 局と総合区の主な事務

	9 都市基盤整備	10 住民生活
局	<ul style="list-style-type: none"> ・道路・公園の新設改良（計画的整備・補修含む） ・幹線道路の維持管理（街路樹を含む） ・大規模公園の維持管理 ・河川管理 ・下水道事業 ・水道事業 ・鉄道との連続立体交差（阪急電鉄京都線・千里線） 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域安全防犯対策（協議会の運営等） ・男女共同参画（クレオ等） ・雇用施策（労働団体との連絡調整、就労相談等） ・消費者センター ・国際交流 ・中央体育館、大阪プールの運営
総合区	<ul style="list-style-type: none"> ・道路（幹線道路を除く）の維持管理（街路樹を含む） ・公園（大規模公園を除く）の維持管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツセンターの運営 ・プール・屋内プールの運営 <div style="border: 1px dashed gray; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳、戸籍、印鑑登録証明（届出・証明等） ・地域安全防犯対策（青色防犯パトロール等） ・地域振興・地域活動支援（区民まつり等） ・男女共同参画（啓発活動等） ・人権啓発（講演会・研修・イベント等） </div>

11 消防・防災

局

- ・消防
- ・防災会議、地域防災計画
- ・危機管理体制の充実
- ・地下街避難確保
- ・防災行政無線
- ・被災地等への職員派遣

総合区

- ・避難行動要支援者の避難支援
- ・広域避難場所案内板・誘導標識の整備
- ・津波避難ビル・水害時避難ビル案内板の整備
- ・災害時避難所案内板の整備
- ・自主防災組織力向上アドバイザー
- ・帰宅困難者対策（ターミナル駅周辺対策への支援事業）

- ・危機管理訓練
- ・防災意識の啓発
- ・津波避難施設の確保

5 総合区政の運営イメージ

(具体例)

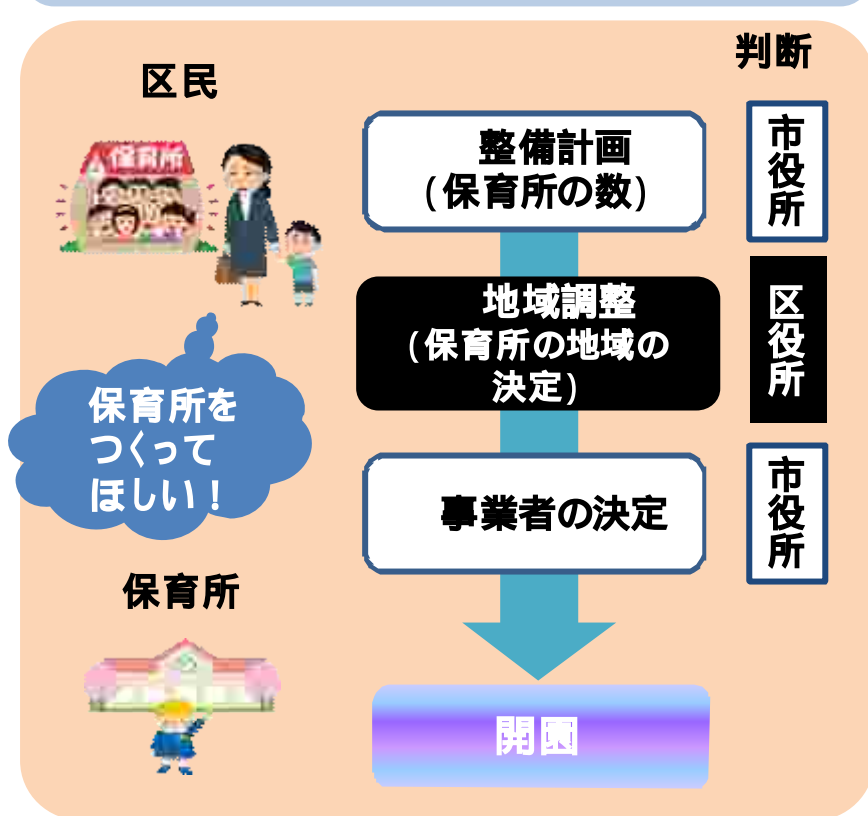
保育所の設置・認可

効果

地域の待機児童等の状況に応じて保育所を設置

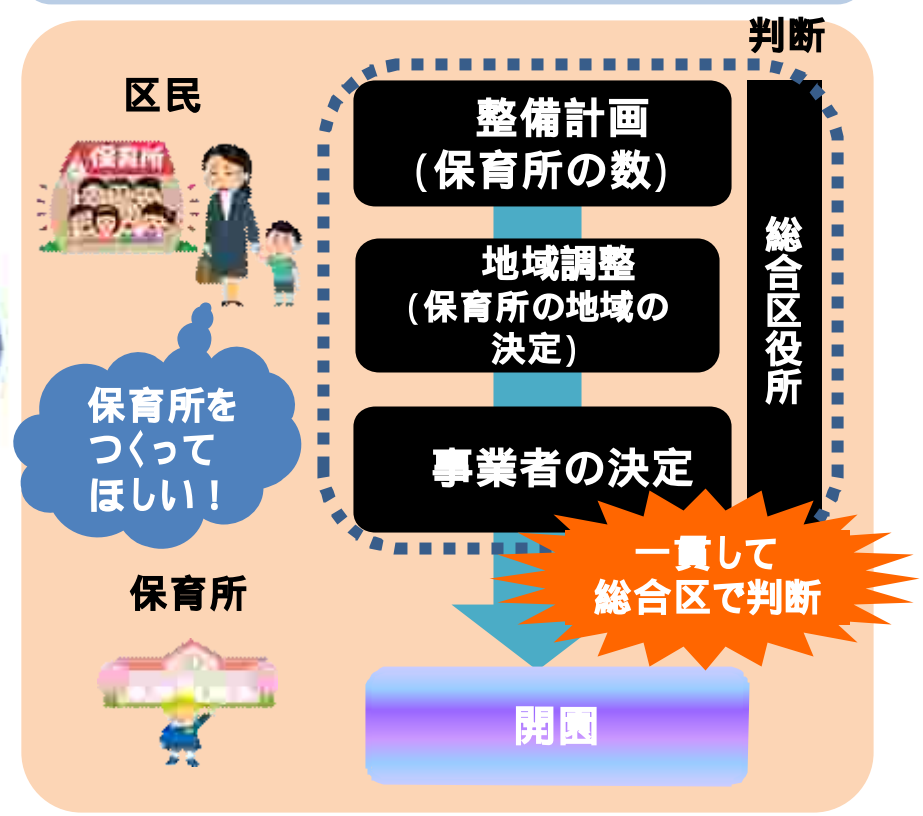
現在

保育所の整備計画策定は、市役所で実施
保育所の募集地域の決定（地域調整）は区役所で実施
事業者の決定は、市役所で実施



総合区

保育所の整備計画策定は、区役所で実施
保育所の募集地域の決定（地域調整）は区役所で実施
事業者の決定は、区役所で実施



5 総合区政の運営イメージ

(具体例)

道路・公園の維持管理

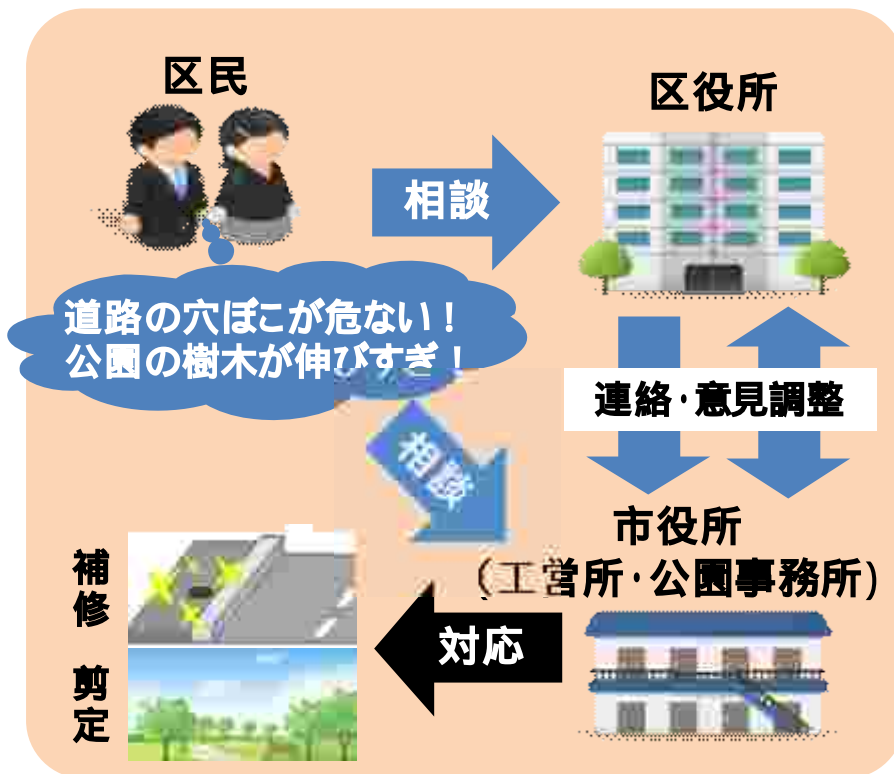
効果

道路・公園の維持管理に関する区民の要望に対し、迅速かつきめ細かく対応

幹線道路・大規模公園を除く

現在

区民からの相談受付は、区役所・工営所・公園事務所で実施
相談内容は、区役所と市役所の間で連絡・意見調整
補修などの対応は、市役所で実施



総合区

区民からの相談から対応まで、区役所で一元的に実施



5 総合区政の運営イメージ

(具体例)

放置自転車対策

効果

放置自転車に関する区民の要望に対し、迅速かつきめ細かく対応

現在

区民からの要望受付は、区役所と工営所で実施
要望内容は、区役所と市役所の間で連絡・意見調整



総合区

区民からの相談から対応まで区役所で一元的に実施



5 総合区政の運営イメージ

(具体例)

市民利用施設等の運営
〔 スポーツセンター・プールなど 〕

効果

地域のニーズに応じた施設利用サービスを提供

現在

区民からの相談から対応まで市役所で実施
対応にあたっては、全市的な観点で優先順位を決定

総合区

区民からの相談から対応まで区役所で実施
対応にあたっては、総合区で独自に判断

区民



体育館の利用時間を
長くしてほしい
トイレが古くて使い
にくい

市役所

整備計画

運営計画

対応の優先
順位付け

見直し検討

対応

施設利用
メニューの充実

施設・設備の
修理・補修

利用料金
の見直し

全市的な観点
で優先順位を
検討

区民



体育館の利用時間を
長くしてほしい
トイレが古くて使い
にくい

総合区役所

整備計画

運営計画

見直し検討

対応

施設利用
メニューの充実

施設・設備の
修理・補修

利用料金
の見直し

総合区が
迅速に判断

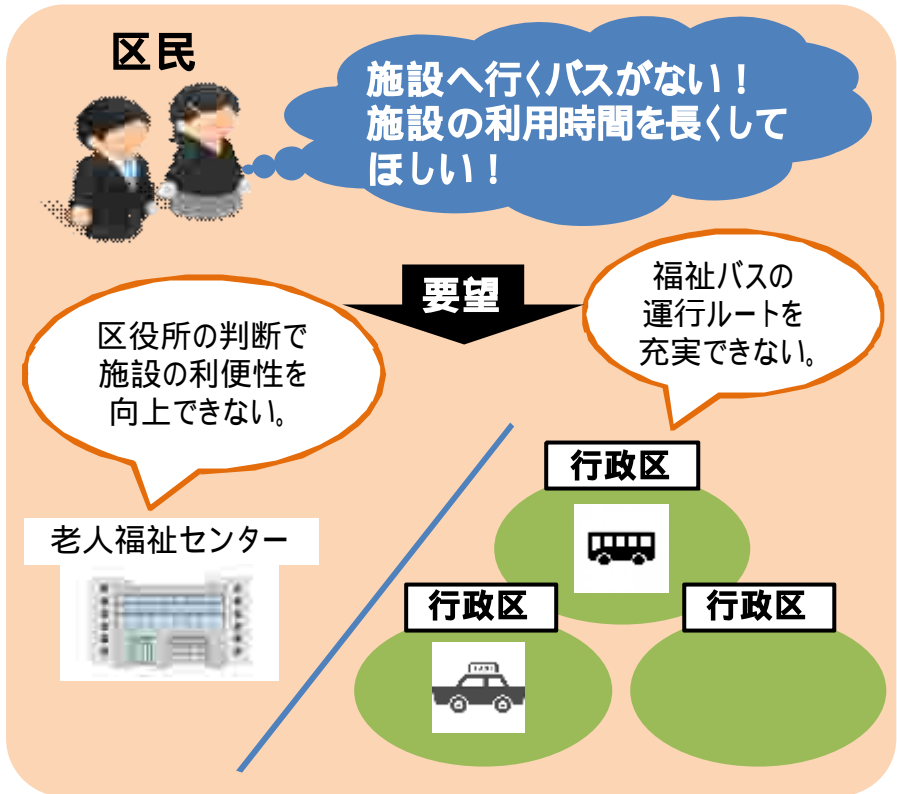
5 総合区政の運営イメージ

(具体例)

区民に身近な福祉施策の取り組み
〔老人福祉センターの管理運営・福祉バスの運営など〕

現在

市役所が施設の管理運営を実施（指定管理者の募集・選定等）
必要に応じて、区役所がバスの運行やタクシーによる代替輸送の確保などを検討・実施
各区が区民ニーズや採算性に依りて運行の継続を判断



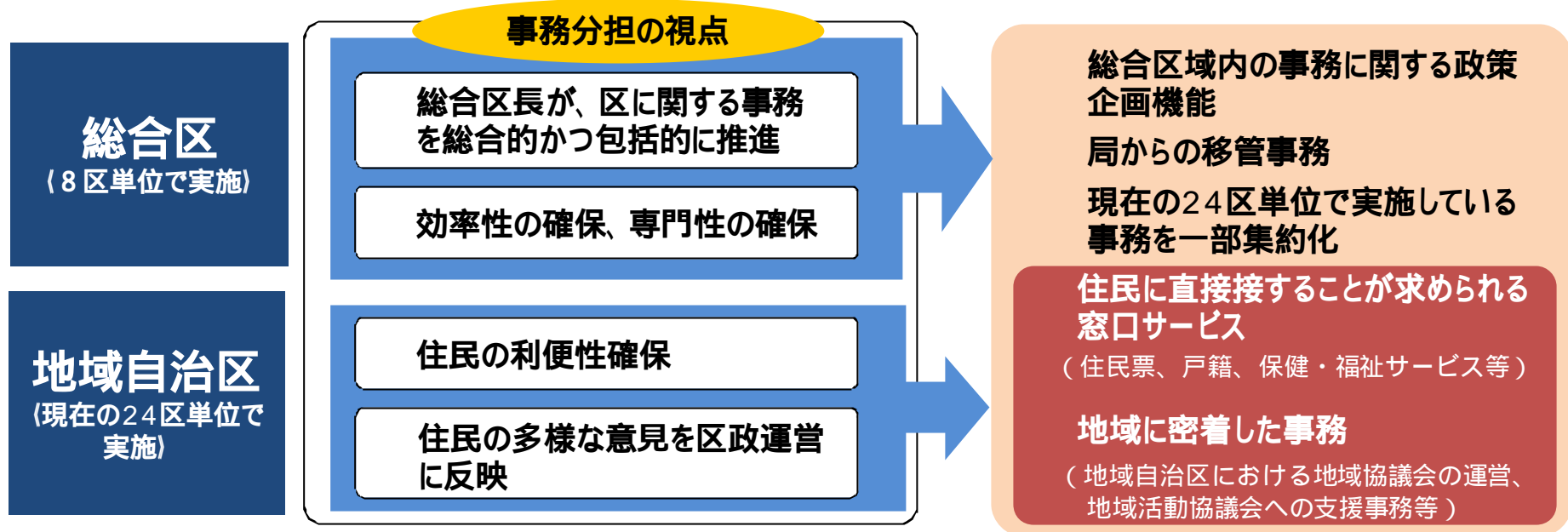
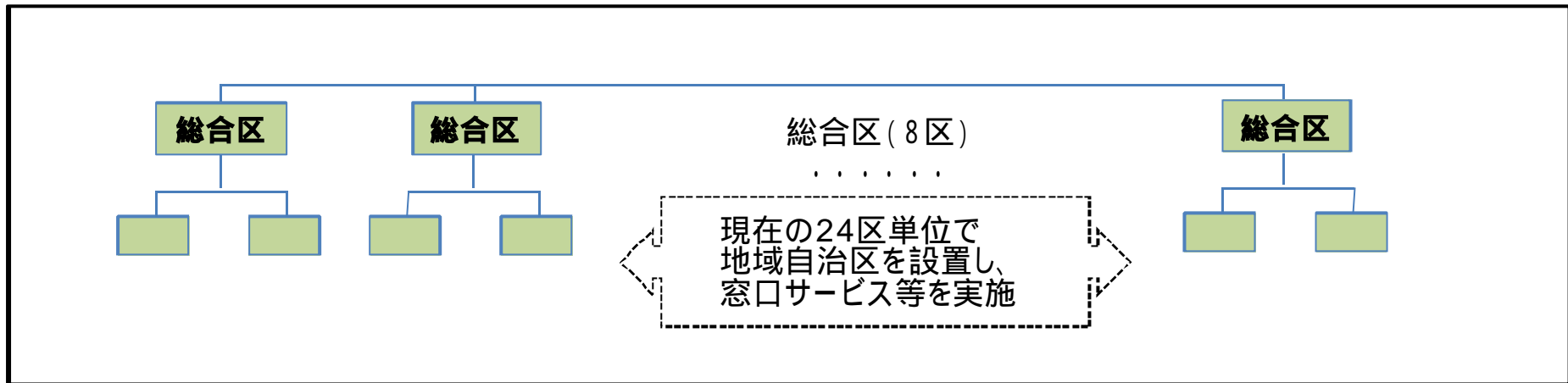
効果

地域の実情やニーズに応じた高齢者等への福祉施策の充実

総合区

総合区が地域の実情やニーズをふまえて、サービスの提供を検討・実施（指定管理者の募集・選定を含む）
総合区長のマネジメントによる事業の優先順位付けや予算意見具申権により予算確保を工夫





7 総合区と地域自治区の主な事務

総合区設置により区域内の事務を、総合区長が総合的かつ包括的執行
 そのための総合区の機能・体制を強化
 現在の24区役所で担っている窓口サービス等の住民の利便性は維持

現在の24区役所

窓口サービスに係る調整・支援機能 / 市民協働関係

児童手当・子ども医療費助成の審査
 生活保護事務に係る研修・雇用等
 地域安全防犯対策
 地域振興・地域活動支援

住民に対する直接サービス (窓口関係)

児童手当・子ども医療費助成の申請
 受理・支給
 国民健康保険等の諸手続き
 生活保護の申請受理
 住民基本台帳、戸籍、印鑑登録証明



総合区役所

総合区としての政策・企画機能

区政の企画関係機能
 地域の実情にあわせたまちづくりの検討
 まち美化パートナー制度

局から移管された機能

市立保育所の運営
 民間保育所の設置認可
 児童いきいき放課後事業
 放置自転車対策
 道路・公園の維持管理
 (幹線道路・大規模公園を除く)
 スポーツセンター・プール等の運営

窓口サービスに係る調整・支援機能

児童手当・子ども医療費助成の審査
 生活保護事務に係る研修・雇用等
 地域振興・地域活動支援 (企画調整)

住民に対する直接サービス (窓口関係) / 市民協働関係

児童手当・子ども医療費助成の申請
 受理・支給
 国民健康保険等の諸手続き
 生活保護の申請受理
 住民基本台帳、戸籍、印鑑登録証明
 地域安全防犯対策
 地域振興・地域活動支援

8 総合区で実施

24 地域自治区で実施

3 組織体制

目次

1	基本的な考え方	組織- 1
2	総合区にふさわしい組織体制の構築	
	< 機能的な組織体制 >	組織- 2
3	総合区にふさわしい組織体制の構築	
	< 効果的・効率的な職員配置 >	組織- 4
4	総合区長の組織マネジメント力の強化	組織- 10

(1) 基本的な考え方

地域の実情に応じたきめ細かい行政サービスを総合区で提供するための組織体制の構築
総合区長の組織マネジメント力の強化

(2) 検討の視点

総合区にふさわしい組織体制の構築

機能的な
組織体制

効果的・
効率的な
職員配置

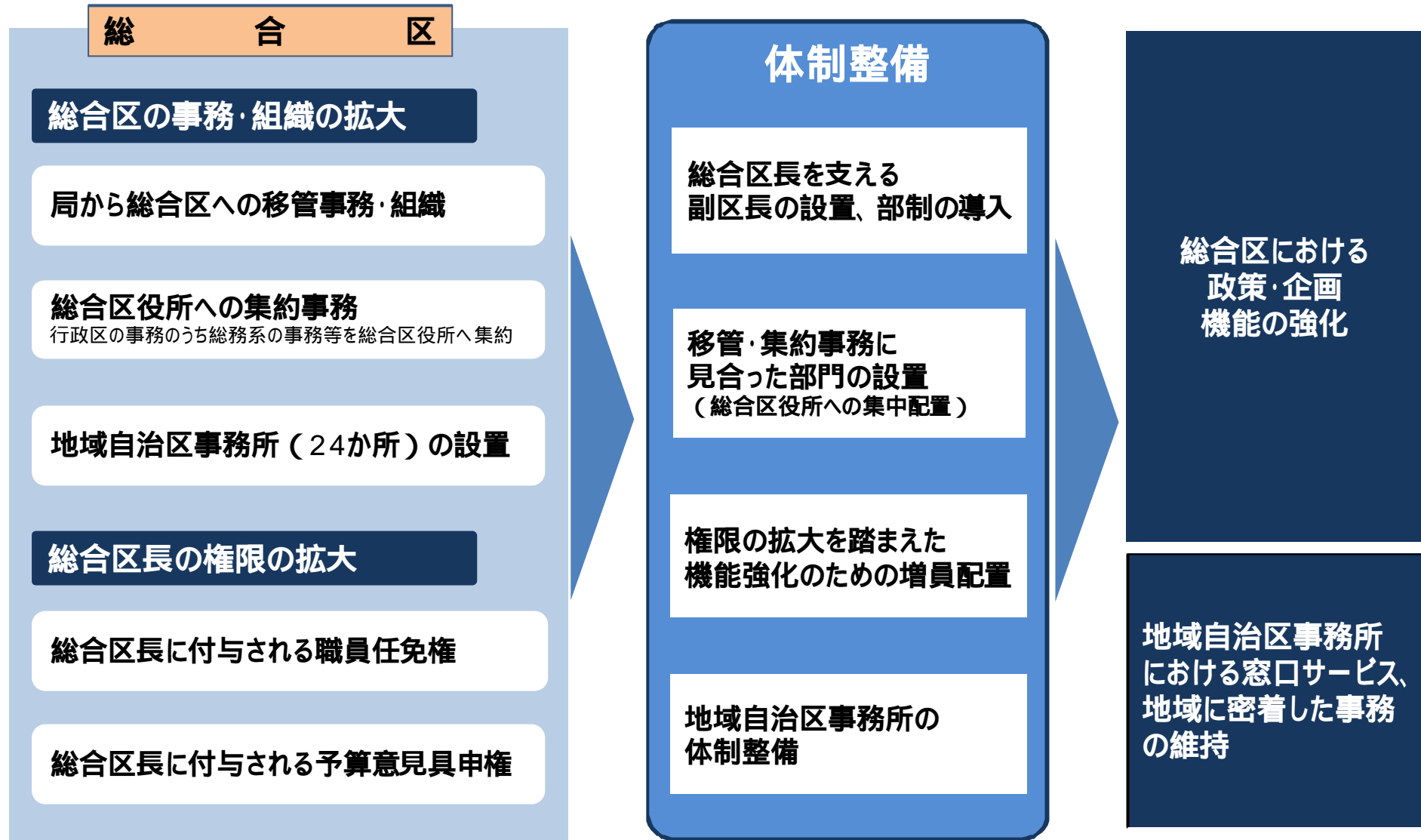
総合区政を推進するための政策・企画機能の強化を含む組織体制の整備
地域自治区の設置趣旨を踏まえた地域自治区事務所の体制整備
局から総合区への事務移管に見合った職員の配置
窓口サービスの維持に留意した上で合区による行政の効率性の追求

総合区長の組織マネジメント力の強化

任免権の付与、事務・組織の移管による組織マネジメント範囲の拡大
総合区長の組織マネジメント力を強化する人材配置

2 総合区にふさわしい組織体制の構築 < 機能的な組織体制 >

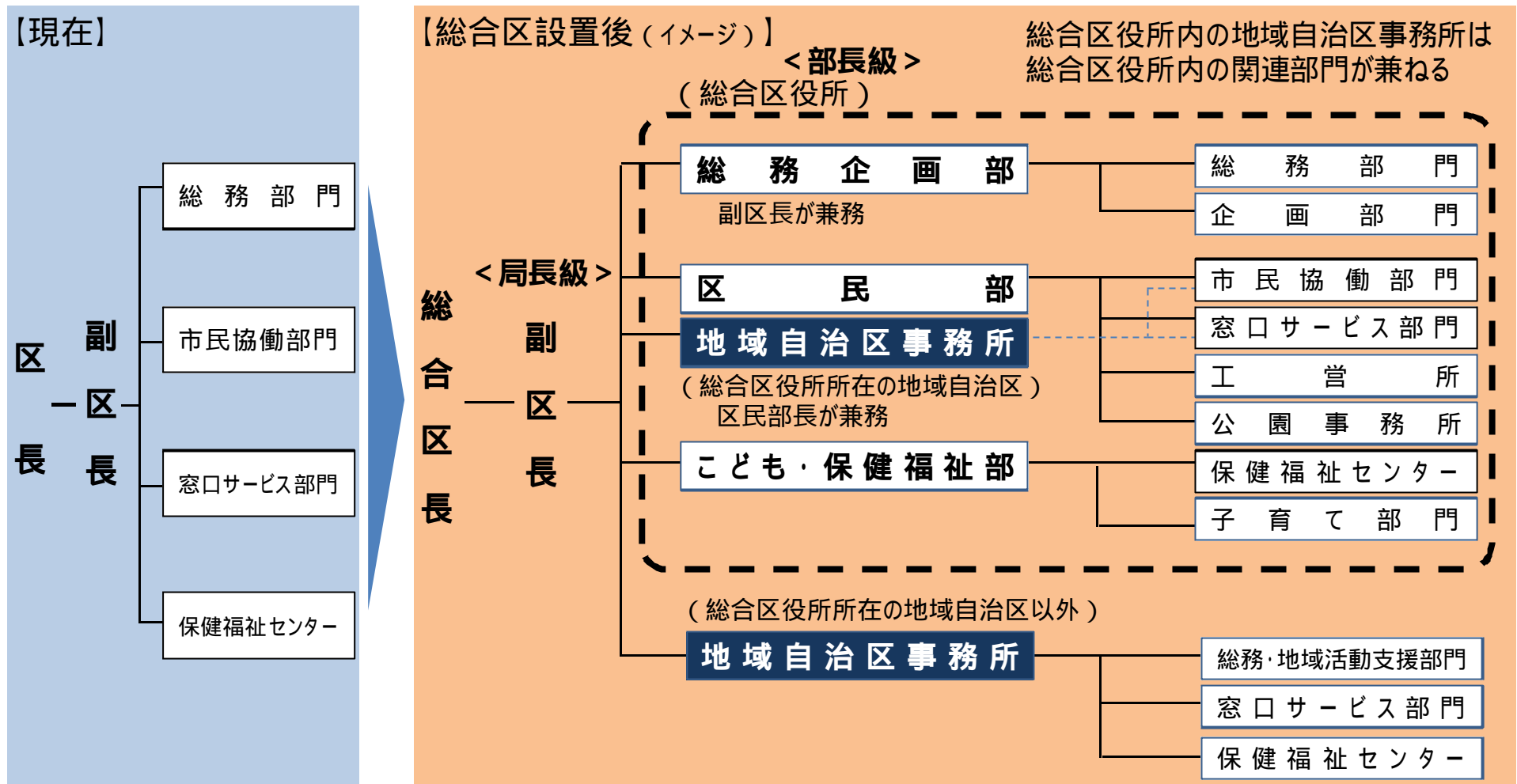
(1) 政策・企画機能の強化と窓口サービス等の維持



2 総合区にふさわしい組織体制の構築 < 機能的な組織体制 >

(2) 総合区における組織体制のイメージ

特別職の総合区長をサポートするため、局長級の副区長を設置
事務・組織の移管に見合った体制の整備とともに総合区の政策・企画機能の強化のため、部長級による部制を導入
地域自治区の設置趣旨を踏まえ、総合区の組織として地域自治区事務所（24か所）の体制を整備



標準的な体制

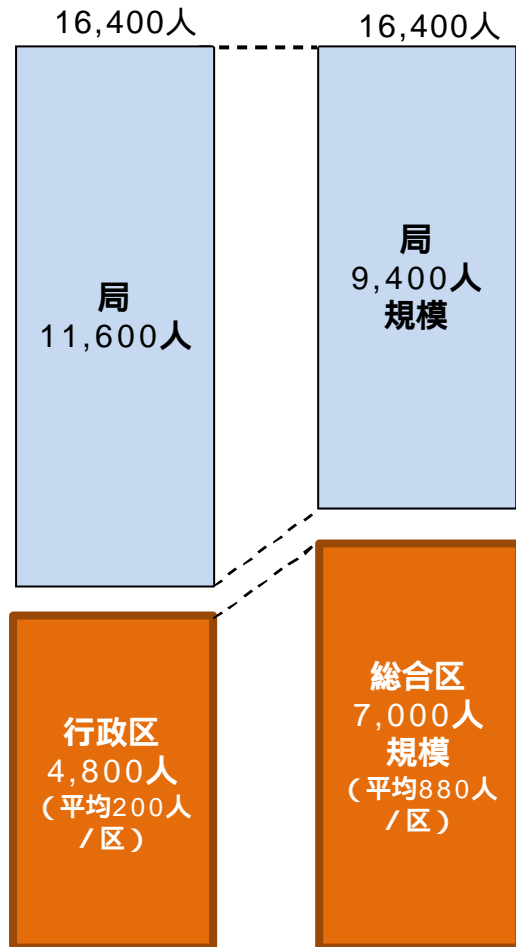
具体的な組織体制及び事務分担については、総合区長の組織マネジメントにより決定

3 総合区にふさわしい組織体制の構築 < 効果的・効率的な職員配置 >

(1) 局から総合区への事務移管に見合った職員の配置

《素案における大枠のイメージ》

【現在（平成28年度）】 【総合区設置後】



よりきめ細かい行政サービスを提供できる体制を整備するため、移管事務に従事する組織・人員を局から総合区へ移管（総合区長の指揮下の業務執行体制の拡大）

局から総合区へ移管する組織と事務		総合区への移管人員
局からの事務移管とともに、組織（事業所）を総合区へ移管	工営所	520人
	公園事務所	320人
	保育所	1,130人
局からの事務移管とともに、従事人員を総合区へ移管	民間保育所の設置認可、老人福祉センターの管理運営など	230人
計		2,200人

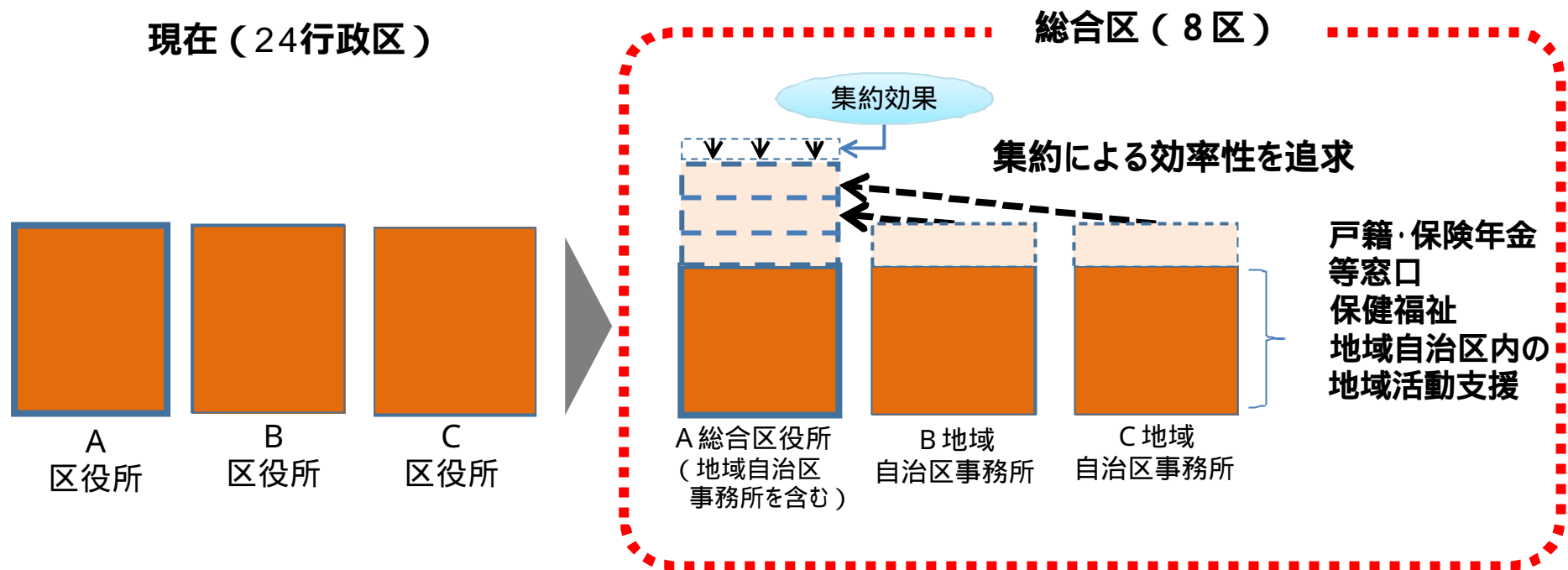
事務事業調査（平成28年度に各区・局に対して実施）で把握した事業別従事人員局（1か所）から総合区（8か所）への分散における影響については別途考慮
以下各表においては、端数処理の関係上、合計と内訳が一致しない場合がある。

職員数31,700人から、下水道、学校園（幼・小・中・高）、消防、公営企業（交通・水道）を除く。
また、人員マネジメントにより生じる職員の削減は含まず。

3 総合区にふさわしい組織体制の構築 < 効果的・効率的な職員配置 >

(2) 窓口サービスの維持に留意した上で、合区による効率性を追求

地域自治区事務所に窓口サービス、地域に密着した業務のための職員を配置
総合区役所に事務を集約し、集約による効率性を追求



3 総合区にふさわしい組織体制の構築 < 効果的・効率的な職員配置 >

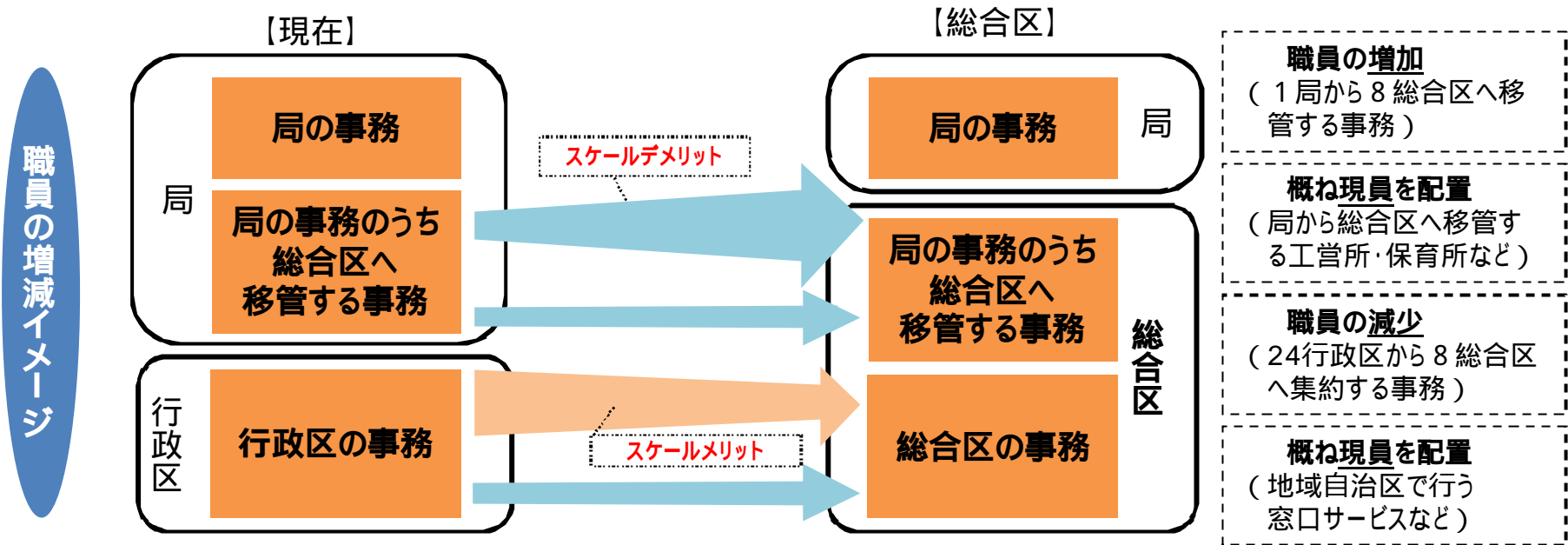
(3) 職員数の増減の算定の考え方

局と総合区及び総合区役所と地域自治区事務所の事務分担を踏まえ算定

平成28年度実施の事務事業調査による事業別の従事人員を基に、必要な職員数を算定
 業務を集約する場合はスケールメリット（集約率）、複数箇所に分散する場合はスケールデメリット（分散率）で補正

【H19年度市税事務所の統合の事例】を活用

24区役所（職員数1,227人） 6市税事務所（職員数942人）
 設置箇所数が4分の1になる際に約77%の集約化（分散化は逆方向の考え方）



【分散】

$$8\text{区合計の職員数} = (\text{現行従事人員数}) \times 149\%$$

【集約】区割り毎に集約

- ✓ 4行政区 1総合区 (現行従事人員数) × 77%
- ✓ 3行政区 1総合区 (現行従事人員数) × 83%
- ✓ 2行政区 1総合区 (現行従事人員数) × 91%

3 総合区にふさわしい組織体制の構築 < 効果的・効率的な職員配置 >

(4) 職員数の増減の算定結果

事務の分散・集約効果を踏まえた職員配置
機能強化のための増員配置

概ね現行職員総数の範囲内で、効果的・効率的な
業務執行体制を整備可能な見込み

局から総合区への移管人員：計2,200人

移管事務の区分		移管・集約 対象人員	分散・ 集約効果	総合区への 配置人員
局から総合区への 移管事務	局から総合区（1か所 8か所）へ移管 <分散>	230人*	+90人	320人
	複数設置の事業所 （工営所・公園事務所・保育所）	1,970人	-	概ね 現員どおり
現在の行政区の 事務	行政区から総合区（24か所 8か所）へ移管 <集約>	1,110人*	170人	940人
	窓口サービスなど地域自治区事務所で実施	3,700人	-	概ね 現員どおり
権限の拡大を踏まえた機能強化のための増員配置 （企画、地域まちづくり、子育て施策など、1区あたり10人程度）		-	+80人	80人

分散・集約効果、増員配置による職員数の増減(計)

概ね ± 0

* 技能労務職等については、
分散・集約率を乗じていない。

人員マネジメントにより生じる職員の削減は算定に含まず。

素案では、総合区における大枠の職員数を提示

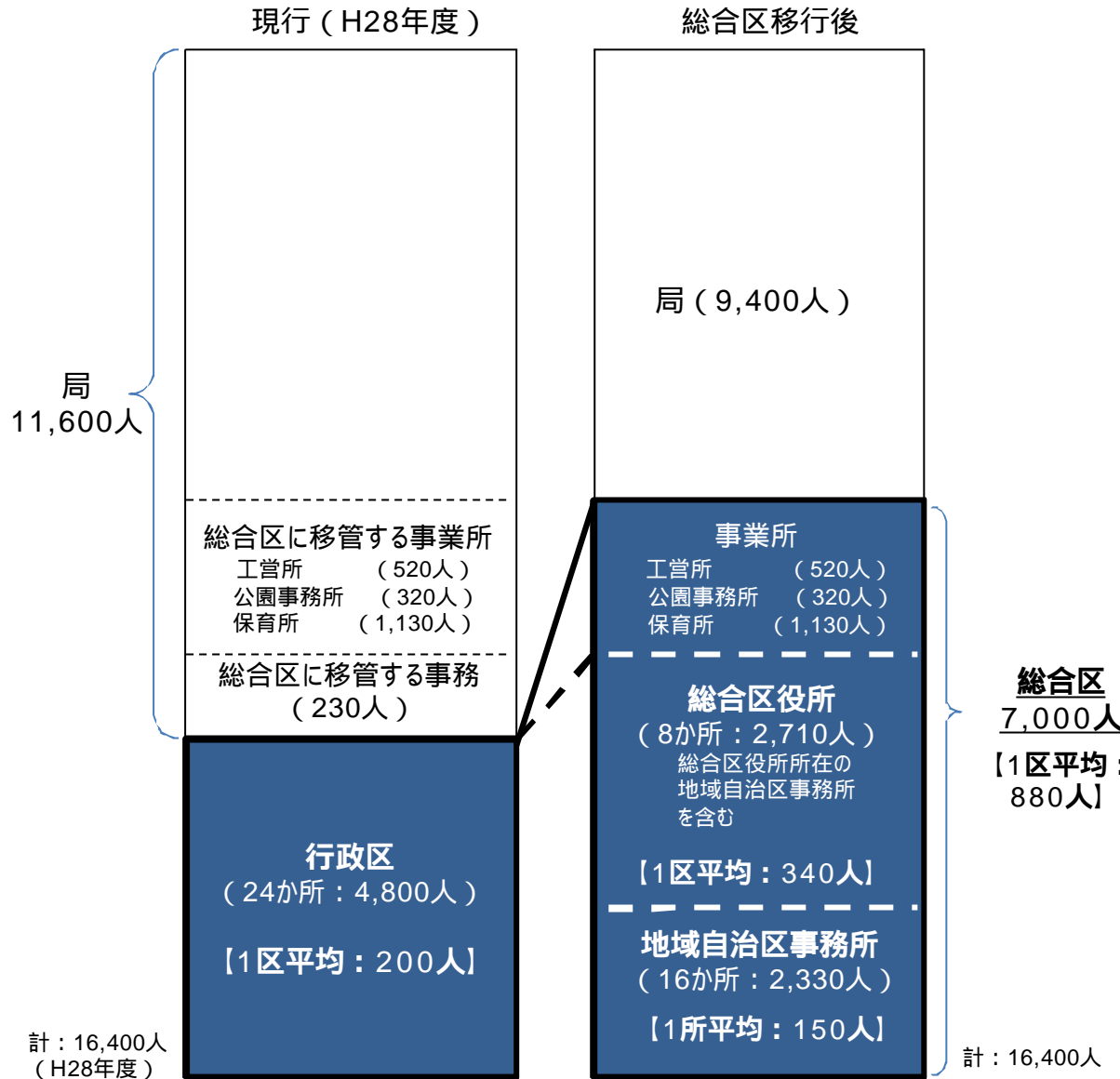
詳細な配置は、移行準備期間において、局の職員配置の精査、総合区長の裁量等を加味
併せて、専門職について、局での配置を含めた効果的な配置を検討

3 総合区にふさわしい組織体制の構築 < 効果的・効率的な職員配置 >

(5) 総合区における職員配置のイメージ (概数)

【総合区別職員数】

総合区役所には、総合区役所所在の地域自治区事務所を含む。



総合区	内訳 (所在を現在の区名で表記)			人
	総合区役所	地域自治区事務所	事業所	
第一区	総合区役所	淀川区	人	人
第一区	地域自治区事務所	東淀川区	人	人
		事業所	人	人
第二区	総合区役所	北区	人	人
第二区	地域自治区事務所	都島区	人	人
		旭区	人	人
第二区	事業所	事業所	人	人
		事業所	人	人
第三区	総合区役所	福島区	人	人
第三区	地域自治区事務所	此花区	人	人
		港区	人	人
第三区	事業所	西淀川区	人	人
		事業所	人	人
第四区	総合区役所	城東区	人	人
第四区	地域自治区事務所	東成区	人	人
		鶴見区	人	人
第四区	事業所	事業所	人	人
		事業所	人	人
第五区	総合区役所	西区	人	人
第五区	地域自治区事務所	中央区	人	人
		大正区	人	人
第五区	事業所	浪速区	人	人
		事業所	人	人
第六区	総合区役所	天王寺区	人	人
第六区	地域自治区事務所	生野区	人	人
		阿倍野区	人	人
第六区	事業所	事業所	人	人
		事業所	人	人
第七区	総合区役所	西成区	人	人
第七区	地域自治区事務所	住之江区	人	人
		住吉区	人	人
第七区	事業所	事業所	人	人
		事業所	人	人
第八区	総合区役所	平野区	人	人
第八区	地域自治区事務所	東住吉区	人	人
		事業所	人	人
第八区	事業所	事業所	人	人
		事業所	人	人
合計				人

・局から総合区へ移管する人員の各総合区への配分は、人口、昼夜間人口等の指標により按分
 ・素案では、総合区における大枠の職員数を提示 詳細な配置は、移行準備期間において、局の職員配置の精査、総合区長の裁量等を加味

参考（部門別の主な事務内容と職員数）

	部門	職員数	1所平均	主な事務内容
総合区役所 （総合区役所所在の 地域自治区 事務所を含む）	総務部門	人	人	<u>人事、予算、文書、広報、総合区政会議等</u>
	企画部門	人	人	<u>政策・企画、地域まちづくり、分権型教育行政等</u>
	市民協働部門	人	人	<u>地域活動支援の企画調整、区災害対策本部、スポーツセンター・プールの運営等</u> 地域協議会、地域振興・地域活動支援、人権、生涯学習、防災訓練、防犯等
	窓口サービス部門	人	人	<u>窓口業務の企画調整</u> 、住民基本台帳、戸籍、印鑑登録証明、国民健康保険、国民年金、税証明等
	工営所	人	人	<u>放置自転車対策、道路の維持管理（幹線道路を除く）等</u>
	公園事務所	人	人	<u>公園（大規模公園を除く）の維持管理、緑化普及活動等</u>
	保健福祉センター	人	人	<u>保健福祉施策の企画調整、児童手当・こども医療費助成の審査、生活保護事務に係る研修・雇用、老人福祉センターの運営等</u> 、児童手当・こども医療費助成の申請・受理・支給、各種検診、保健予防、地域福祉、介護保険、生活保護等
	子育て部門（ 1 ）	人	人	<u>市立保育所の運営、民間保育所の設置認可、児童いきいき放課後事業等</u>
	（ 合計 ）	人	人 (2)	1 保育所の1,130人を含む 2 うち、工営所・公園事務所・保育所を除いた平均は、 人
地域自治区事務所 （総合区役所所在の 地域自治区 事務所は に 含む）	総務・地域活動支援部門	人	人	地域協議会、地域振興・地域活動支援、人権、生涯学習、防災訓練、防犯等
	窓口サービス部門	人	人	住民基本台帳、戸籍、印鑑登録証明、国民健康保険、国民年金、税証明等
	保健福祉センター	人	人	児童手当・こども医療費助成の申請・受理・支給、各種検診、保健予防、地域福祉、介護保険、生活保護等
		（ 合計 ）	人	人

総合区合計 7,000人

太字・下線部は総合区内全域に関する事務

詳細な配置は、移行準備期間において、局の職員配置の精査、総合区長の裁量等を加味
 具体的な組織体制及び事務分担については、総合区長の組織マネジメントにより決定

4 総合区長の組織マネジメント力の強化

(1) 総合区長の組織マネジメントの拡大

職員任免権の付与

総合区長は、総合区職員の採用、昇任、懲戒・分限処分等に関し、任命権者として権限の行使が可能

ただし、大阪市の規則で定める主要な職員（課長級以上の職員など）を任免する場合には、あらかじめ市長の同意が必要

総合区長の組織マネジメント範囲の拡大

合区による区組織の拡大と局からの事務移管、工営所・公園事務所・保育所を区組織の所管とすることに伴い、組織マネジメントの範囲が大幅に拡大

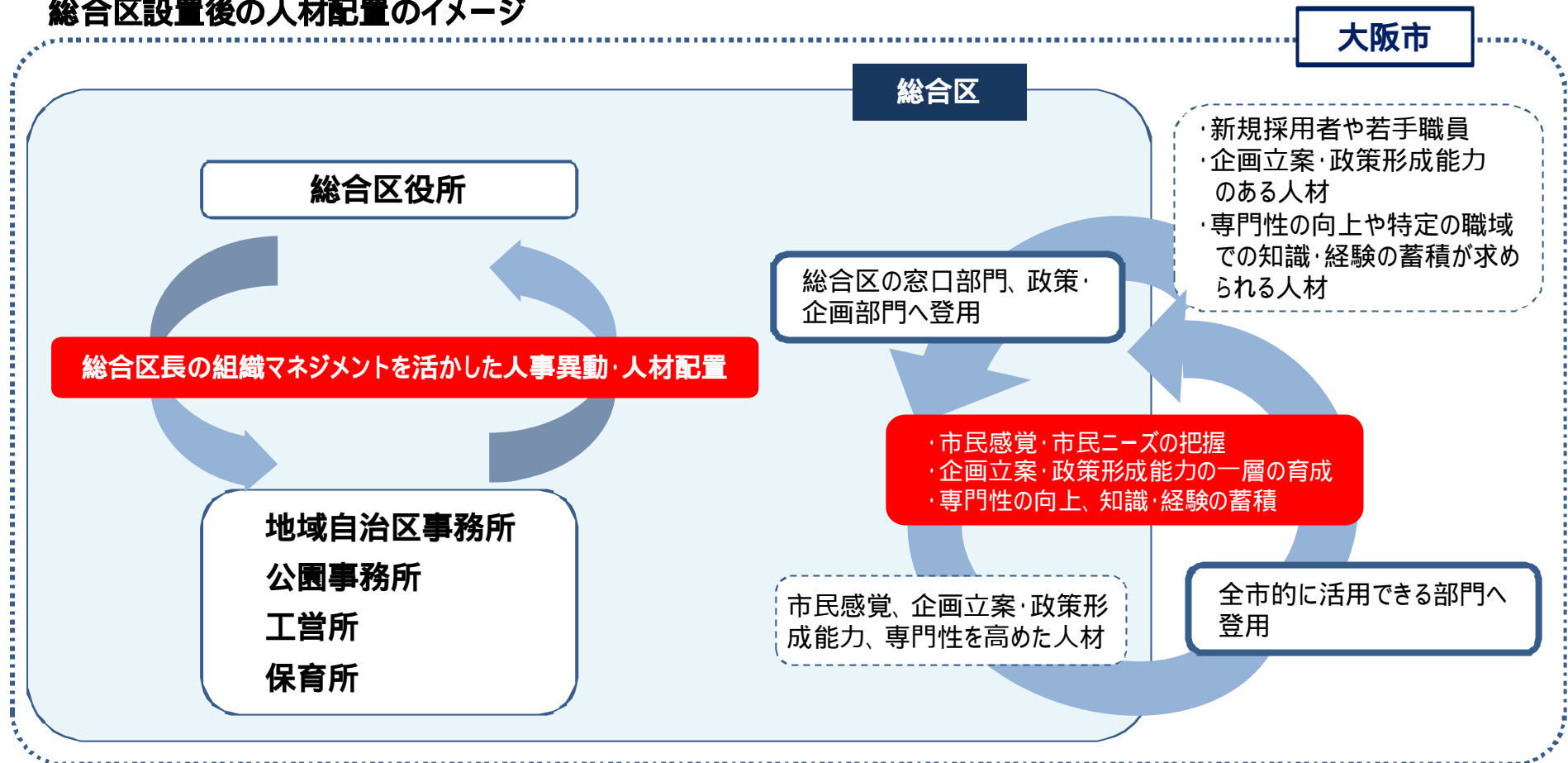
任免権の主な内容	総合区長が新たに行使できる具体的な権限
人事配置	総合区長の組織マネジメント範囲の拡大（総合区役所・地域自治区事務所・工営所・公園事務所・保育所）に応じ、組織として最大限のパフォーマンスを実現するための人事異動
採用	地域の実情に応じたきめ細かい行政サービスを実施するための ・高度な専門性を有する任期付職員の採用 ・非常勤職員、臨時的任用職員の採用 など
昇任	・総合区長の判断
懲戒処分	・総合区長の判断
分限処分	・総合区長の判断

いずれの権限も、総合区長は、市全体の人事行政との調和や他の任命権者との均衡を図りながら判断

(2) 総合区長による区政運営推進のための人材配置

総合区長の組織マネジメントを活かした人事異動・人材配置による人材育成と組織パフォーマンスの向上
企画立案能力のある人材等を積極的に総合区に登用し、総合区長による区政運営を推進
総合区及び局での経験を通じた全市的な人材育成と区政運営のさらなる推進

総合区設置後の人材配置のイメージ



4 予算の仕組み

目 次

- 1 基本的な考え方 予算- 1
- 2 総合区長がマネジメントできる財源の充実 予算- 2
- 3 総合区長の予算意見具申権の具体化 予算- 4
- 4 総合区予算の「見える化」 予算- 6

1 基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

制度検討の背景

大阪市ではニア・イズ・ベターの考え方に基づき、区 C M 制度を設けるなど、区の特性を活かす取組みを他の政令指定都市に先駆けて実施

総合区制度の創設により、予算に関して総合区長が市長に意見を述べる権限（ 予算意見具申権 ）も法律で新たに位置付け

区 C M（シティ・マネージャー）とは、区長を局長より上位に格付けし、局を区長の補助組織に位置づけ、区長の指揮監督のもとで総合的な観点から基礎自治業務を実施する仕組みとして導入。区 C Mは区長をもって充てる。

(2) 検討の視点

総合区長の
自律性の強化

総合区長が直接マネジメントできる
財源の充実

地域の実情に応じた特色ある行政サービスを充実

新たなサービスに必要な財源確保の
インセンティブをいかに保障するか

総合区予算の
「見える化」

総合区長の予算意見具申権の
具体化

(総合区長が市長と施策方針を共有できる仕組みを構築)

市全体としての施策の一体性を確保・継続

住民ニーズを市政・区政によりの確に
反映できる仕組みをいかに整備するか

予算の「見える化」をさらに充実

総合区長が市長と施策方針を共有す
るための仕組みをいかに制度化するか

拡大する総合区予算についての説明
責任をいかに果たすか

2 総合区長がマネジメントできる財源の充実

(1) 地域の実情に応じた特色ある行政サービスの実現

現状

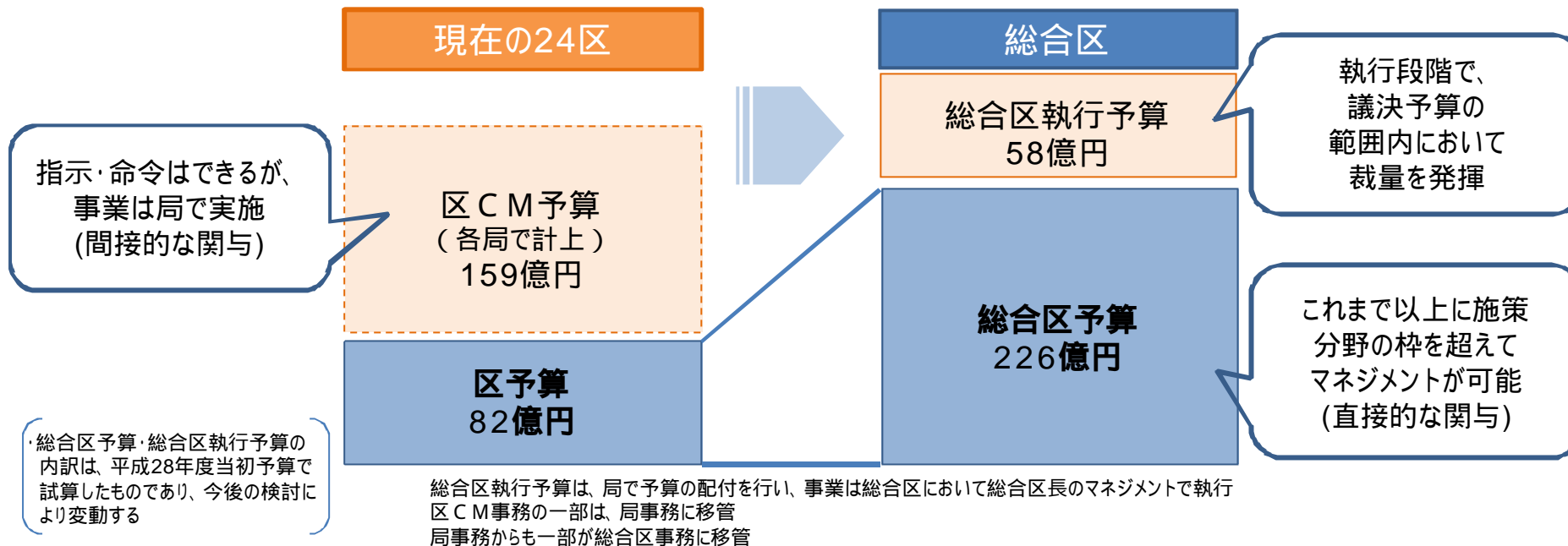
区 C M 制度では、区長が区 C M の立場で各局を指揮して事業実施できるが、関与は間接的

総合区設置後

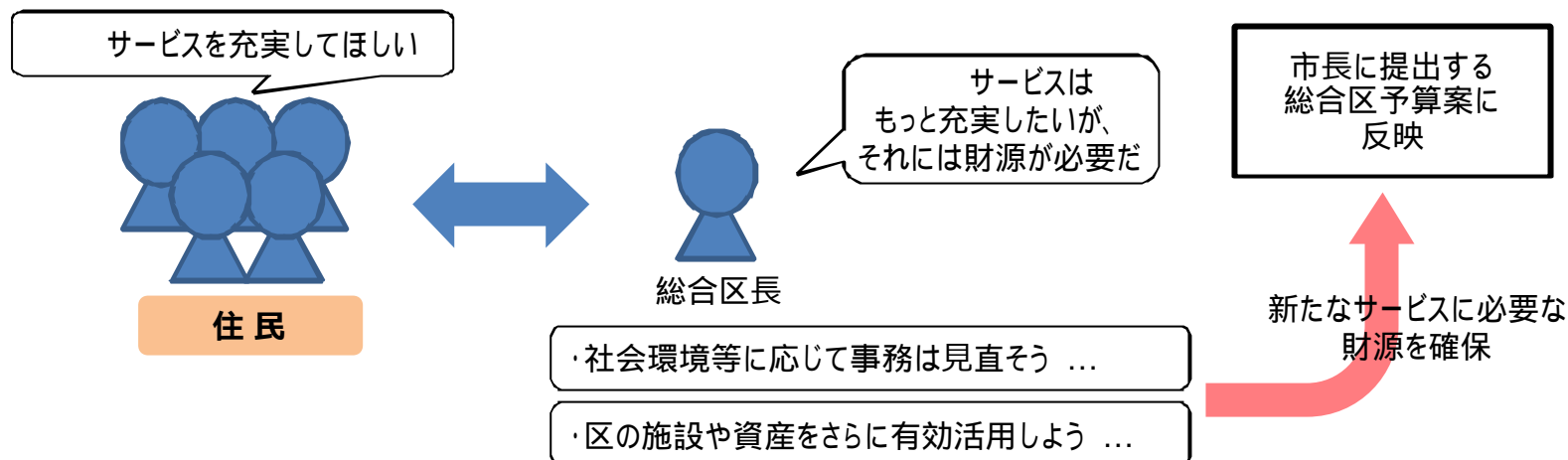
事務分担に応じて、総合区長が直接マネジメントできる財源（総合区予算）を充実
これまで以上に施策分野の枠を超えた予算の策定、選択と集中による事業の再構築が可能
区の管理資産の有効活用や寄附金などにより、現在のインセンティブ制度を活用して新たに
確保した歳入は、総合区の財源として活用

**総合区長のマネジメントのもと、施策分野の枠を超えた事業の展開により、
地域の実情や住民ニーズに応じた、きめ細かで特色あるサービスが実現**

(2) 総合区長が直接マネジメントできる財源の充実イメージ



総合区長のマネジメントとは



3 総合区長の予算意見具申権の具体化

(1) 住民ニーズを市政・区政に的確に反映

考え方

総合区長の「予算意見具申権」が法定化されたことを受け、住民ニーズを把握する総合区長が市長・副市長と意見交換する仕組みを整備
住民に密接に関わる各局所管の事務も意見具申の対象

総合区設置後

予算編成に先立つ方針策定プロセスからの参画

サマーレビュー（仮称）の設定

- ・ 次年度の予算編成に向け、住民ニーズをもとに市長・副市長と幅広く意見交換

（ サマーレビュー（仮称）の想定テーマ
住民ニーズを踏まえた総合区の現状と課題、次年度の市政運営や予算編成に向けた意見等 ）

戦略会議など方針策定の場への直接参画

- ・ 「市政運営の基本的な考え方」「予算編成方針」の策定議論に総合区長が直接参画
- ・ 住民ニーズを発信しつつ、市政の現状・課題やめざす姿について市長・副市長と認識を共有

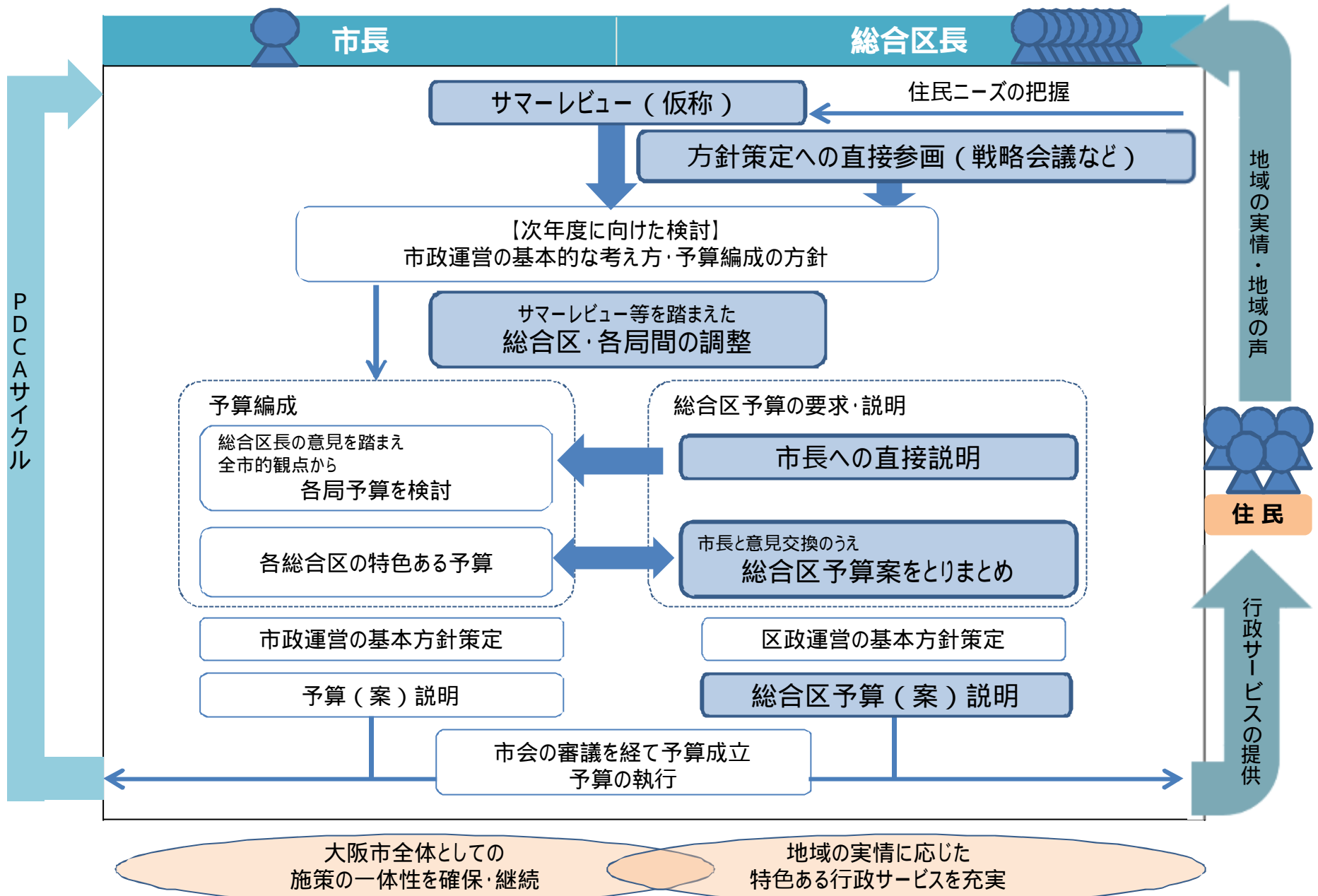
予算編成段階の関与

- ・ 総合区予算の要求内容について、市長に直接説明する場を設定
- ・ 予算編成過程で、市長や副市長（各局）と意見交換を行い、総合区の取組内容を総合区予算案としてとりまとめ

市全体の施策の一体性を確保・継続しつつ、住民ニーズを市政・区政に反映

3 総合区長の予算意見具申権の具体化

(2) 予算編成プロセス

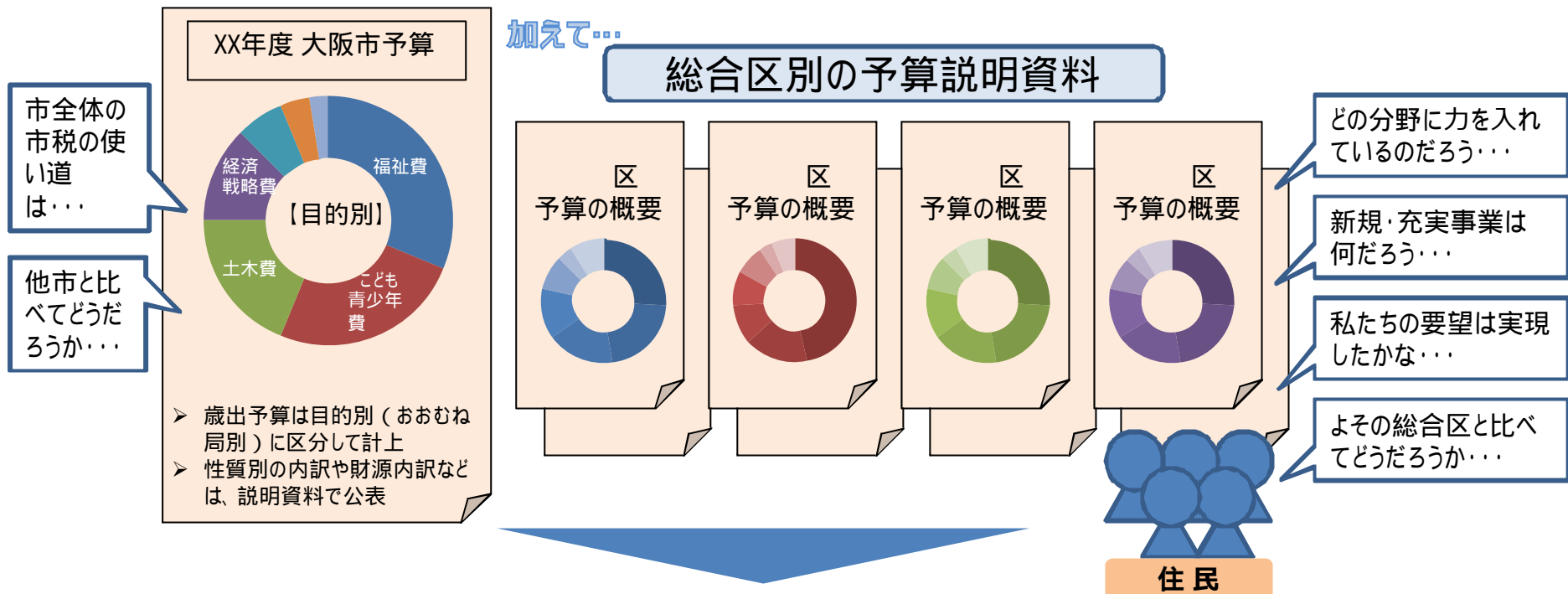


4 総合区予算の「見える化」

(1) 拡大する総合区予算についての説明責任

総合区設置後

総合区長が財務マネジメントをより発揮できることになるため、その内容について説明責任を果たす個々の総合区の予算の姿が分かり、他の総合区との比較も可能となるよう、予算書の構成や新たな説明資料の工夫などについて検討を重ね、予算の一層の「見える化」を推進



地域住民の市政・区政への理解と関心が高まり、
より一層声が届きやすい市政・区政の実現へ

5 財產管理

目 次

- 1 基本的な考え方財産- 1
- 2 総合区長の財産管理権限財産- 3

1 基本的な考え方

(1) 財産に関する権限について

法的な位置づけ

「地方自治法」では、財産の「取得」、「管理」、「処分」は長の権限と規定
(規則等で、「取得」、「処分」については契約管財局長等が専決できる場合を規定、「管理」については局長・区長等に委任)

総合区長の財産管理にかかる検討の視点

「取得」・「処分」

「取得」にあたっては、行政サービスの公平性の確保の必要から、特定の総合区に財産が偏らないよう市全体の総合的な観点が必要

「処分」にあたっては、市全体の財産の有効活用の観点が必要

「管理」

目的に応じて効率的に管理・運用するためには、行政事務の実施主体が財産管理を行うことが適当

「取得」・「処分」権限は、市長（契約管財局長等）に残し、
「管理」権限を、総合区長に移管

1 基本的な考え方

(2) 総合区長の財産管理

現状

所管事務に応じて、局長または区長が財産を管理
区長が管理する財産は区役所庁舎などの区長の所管事務に関するものであり、区域内の住民が利用する施設の多くを局長が管理
市域全域で画一的な運用となる傾向

総合区設置後

事務分担に応じて、住民に身近な財産を総合区長が管理

総合区長が住民に身近なところでの確にニーズを踏まえながら、より一層きめ細かで柔軟な財産管理（施設運営）が実現

局長のもとで局ごとに管理している財産を、総合区長が横断的に管理することにより、総合区単位でのファシリティマネジメントが実現

2 総合区長の財産管理権限

(1) 総合区長が管理する主な施設

	こども	福祉	教育	まちづくり	住民生活	
局長	こども相談センター	おとしよりすこやかセンター	小中学校 高等学校 図書館	市営住宅 港湾事業施設 戦略拠点開発（うめきた地区等）	中央体育館 大阪プール クレオ大阪	局長管理
	子ども・子育てプラザ 市立保育所	老人福祉センター 老人憩いの家	市立幼稚園	自転車駐車場施設 （駐輪場） 地域の実情に合わせ たまちづくりを検討する 用地	スポーツセンター プール・屋内プール	
現区長					区庁舎 区民センター 地域集会所	総合区長管理

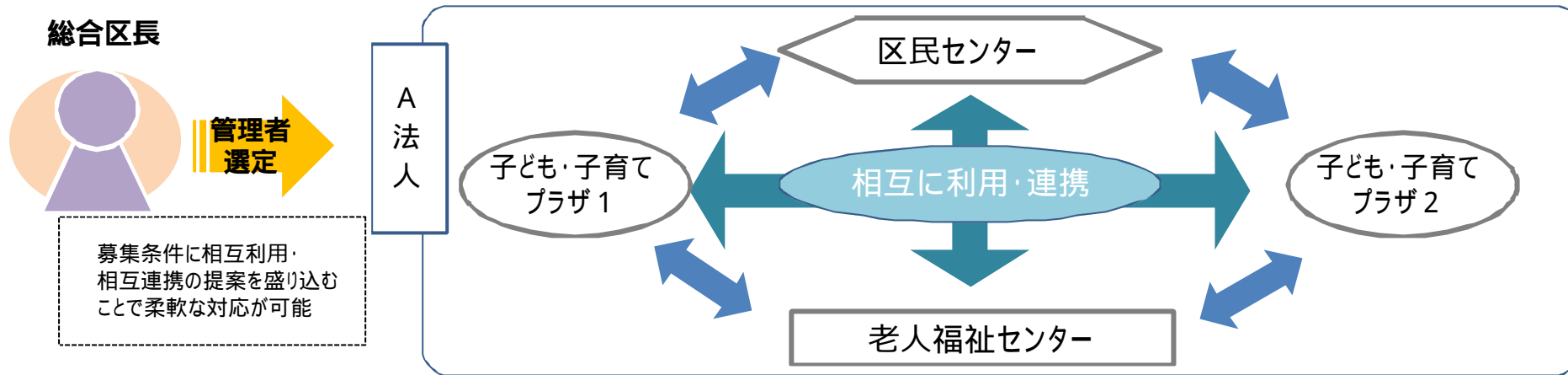
効果のイメージ

- 子ども・子育てプラザなど市民が利用する施設について、施設の相互利用・連携など柔軟な対応が可能となる
- 迅速かつ地域の要望を考慮した施設の修繕が可能となる
- 市有地を活用した地域の実情に合わせたまちづくりが可能となる

参考

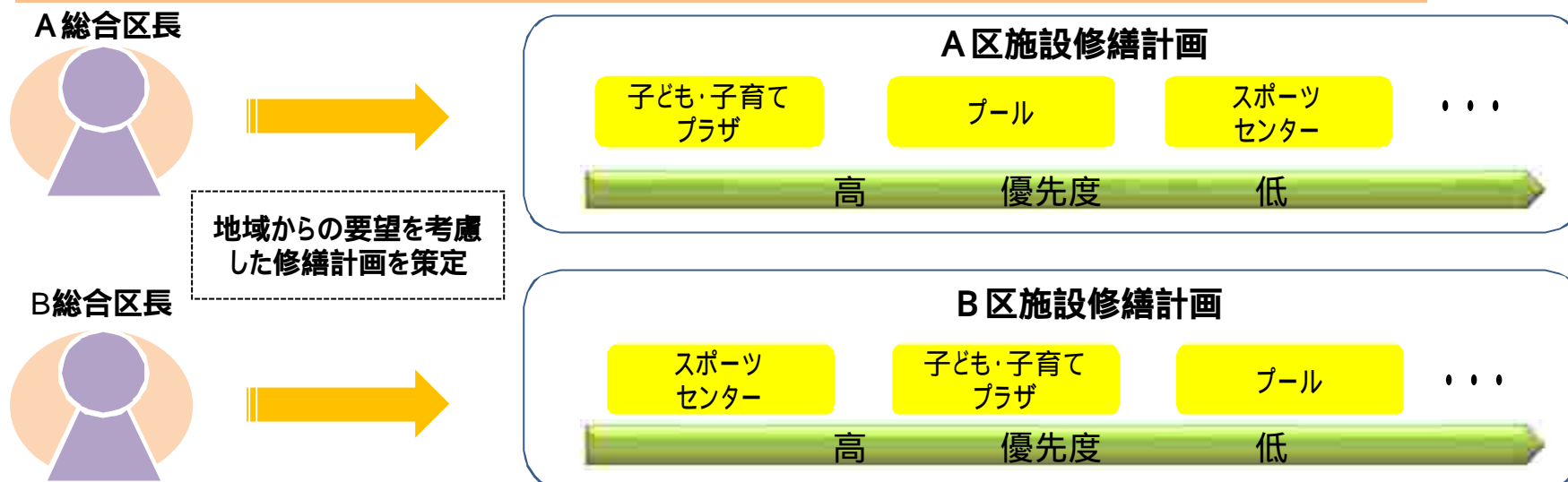
(1) 施設の柔軟な運営のイメージ

類似施設の管理者を一括して選定



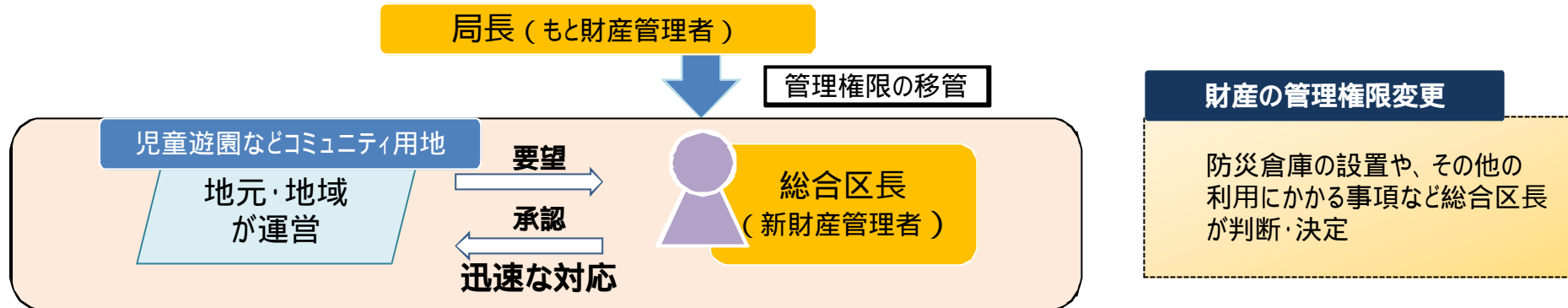
(2) 地域の要望を考慮した施設の修繕のイメージ

地域で最も修繕ニーズの高い施設へ予算を優先配分

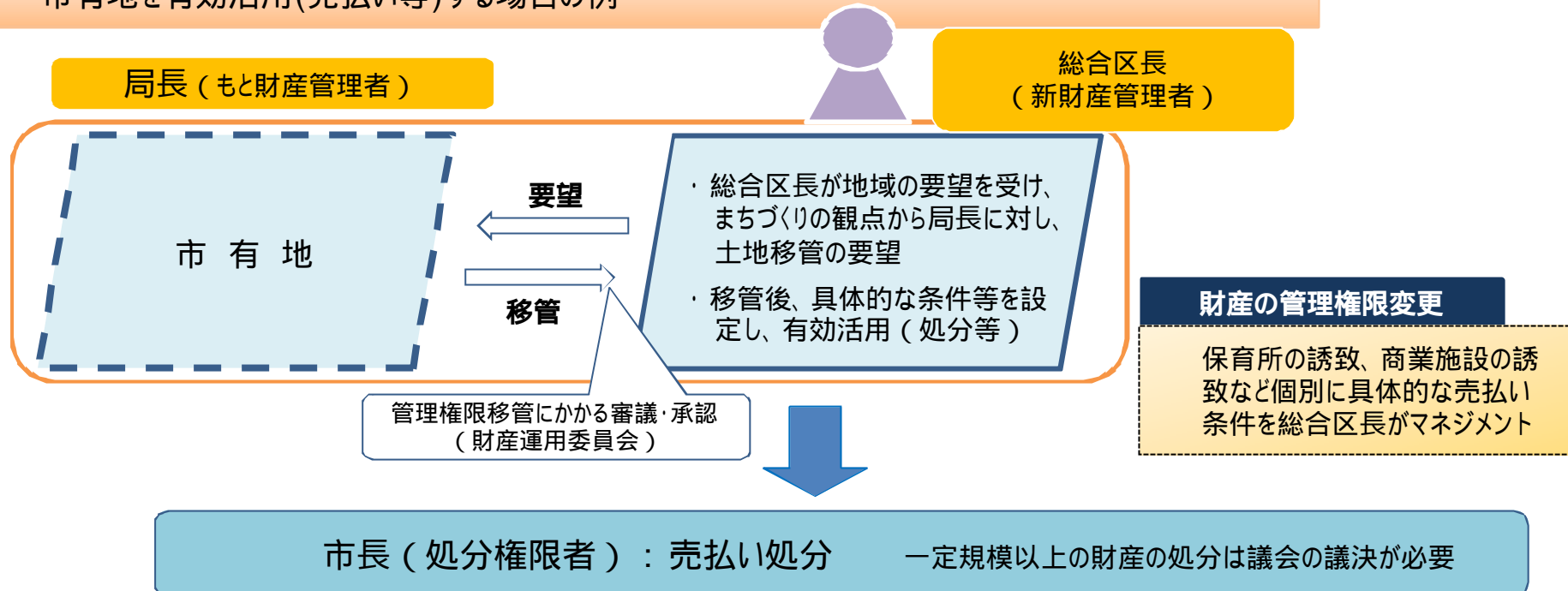


(3) 地域の実情に応じたまちづくりのイメージ

コミュニティ用地を活用する場合の例



市有地を有効活用(売払い等)する場合の例



6 総合区政会議
地域自治区・地域協議会

目 次

- 1 基本的な考え方 地域- 1
- 2 総合区政会議 地域- 3
- 3 地域自治区（事務所） 地域- 4
- 4 地域自治区（地域協議会） 地域- 5

1 基本的な考え方

(1) 住民意見を反映するための仕組みの構築

制度検討の背景

総合区設置にあたっては、
地域の実情に応じた行政サービスをより身近なところで提供することをめざしつつ、
行政の効率性のバランスにも考慮し、現在の24区を8区に合区

一方、市民には合区に対して、

「育んできた今の地域コミュニティが壊れるのでは...」

「地域の声が届かなくなるのでは...」

「区役所の窓口が、今より遠くなるのでは...」

などの不安感がある

対応

総合区単位での地域の実情に応じた区政運営を基本とし、次の仕組みを整える

総合区単位での住民の声を、区政に反映する仕組み

現在の24区でのコミュニティ、窓口サービスに配慮した仕組み

1 基本的な考え方

(2) 総合区政会議の設置

総合区全体の観点から、住民意見を区政に反映するため、8 総合区それぞれに「総合区政会議」を設置

(3) 地域自治区の設置 【制度概要については地域-8を参照】

住民自治の強化や住民と行政との協働の推進などを目的とした地方自治法上の制度である「地域自治区」を現在の地域コミュニティの単位である24区単位で設置

〔 名称は、 地域自治区とする（ には、現在の区名を残す） 〕

地域自治区の事務所を設置

窓口サービスを継続して実施することで住民の利便性を維持

地域協議会を設置

地域住民の多様な意見を市政・区政に反映

(1) 総合区政会議の役割

総合区域内の施策及び事業について、その立案段階より、住民が意見を述べ、総合区長が区政に反映する仕組みが必要

現在の区政会議の総合区版である総合区政会議を設置

(現在と同様、大阪市独自の条例により設置)

委員の意見を求める事項としては、以下のようなものを想定 (現在の区政会議と同様)

区の総合的な計画に関する事項

区の区域内の基礎自治に関する施策等のうちの主要なもの及びその予算に関する事項

区の区域内の基礎自治に関する施策等のうちの主要なものの実績及び成果の評価その他区政運営の総合的な評価に関する事項

(2) 総合区政会議の委員

総合区政会議の委員要件等

構成：地域協議会委員のうちから推薦された者

地域団体から推薦された委員

公募委員

学識経験者等

住所要件はなし

任期：2年

人数：10人以上50人以下の範囲内

報酬：報酬を支給しない

「区政会議の委員の定数の基準及び会議録等の公表等に関する規則」を参考

3 地域自治区（事務所）

(1) 地域自治区の事務所の概要

事務

地域協議会の運営などの事務に限らず、窓口サービスを実施

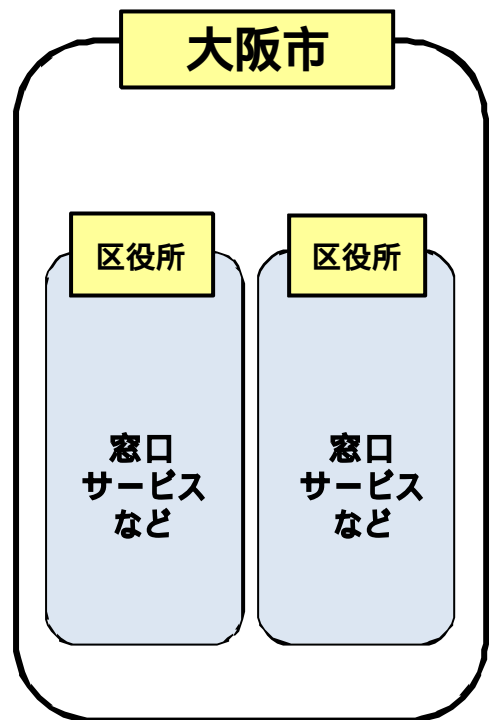
現在の24区役所において提供する窓口サービスを継続して実施

名称

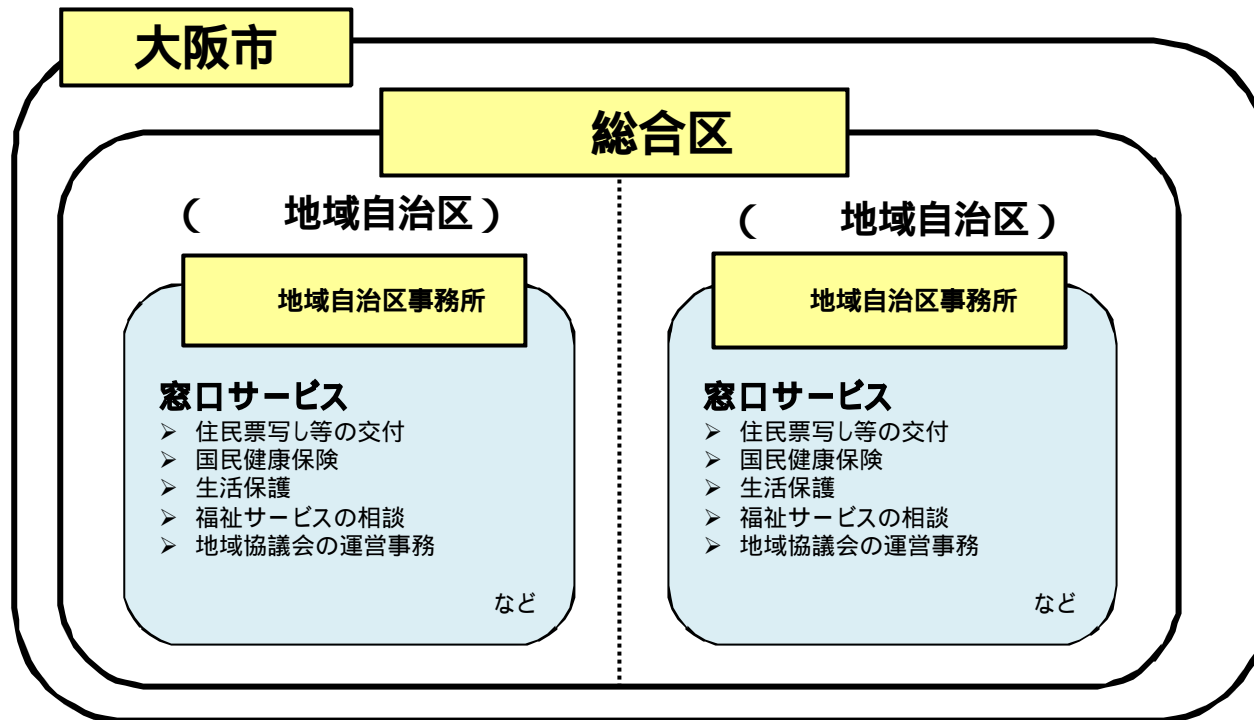
事務所の名称は、地域自治区事務所とする には、現在の区名を残す

〈イメージ〉

【現在】



【総合区・地域自治区設置後】



（１）地域協議会の役割

諮問への答申・建議により、市長その他の市の機関（総合区長含む）に意見を述べる

地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項

その他、市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項

市の事務処理に当たっての地域自治区の住民との連携強化に関する事項

また、市長は、条例で定める重要事項で地域自治区の区域に係るものを決定・変更する場合は、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない

重要事項としては、以下のようなものが想定される

市が策定する基本的な構想、基本計画等のうちその区域に係る事項

区域内の公の施設の設置・廃止及びその管理に関する基本的事項

重要事項を規定する条例については、具体的な事項を検討のうえ、定めることとする

4 地域自治区（地域協議会）

（2）地域協議会の委員

地域協議会の委員要件等

構成：地域団体から推薦された委員
公募委員
学識経験者等

任期：2年

人数：10人以上50人以下の範囲内

報酬：報酬を支給しない

いずれも地域自治区の区域内に住所を有する者に限る

「区政会議の委員の定数の基準及び会議録等の公表等に関する規則」を参考

（参考）現在の区政会議の役割

区長により区民等から選定された構成員が、区長の求めに応じ意見を述べる

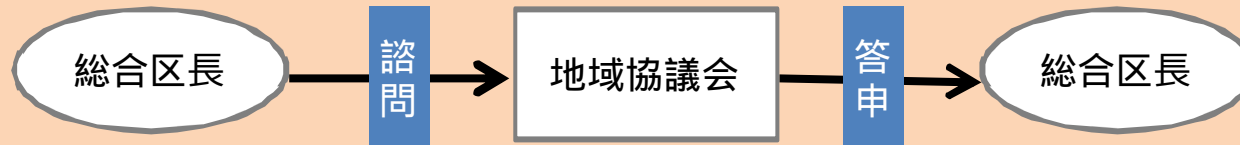
施策及び事業の立案段階や、その実績及び成果の評価に係る地域の意見を聴くことが目的であり、建議機能はない

24区単位で住民意見を区政に反映する役割は、現在の区政会議と地域協議会は共通

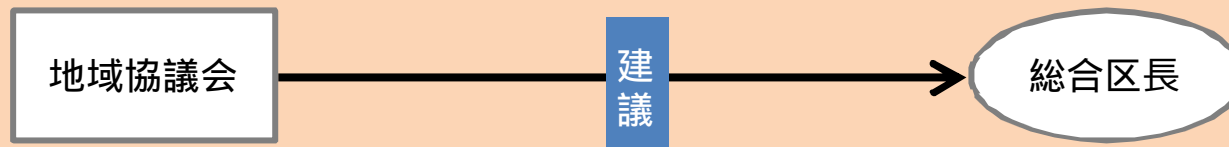
(3) 諮問・答申、建議のパターン例

総合区長が所管する事務

【諮問・答申】

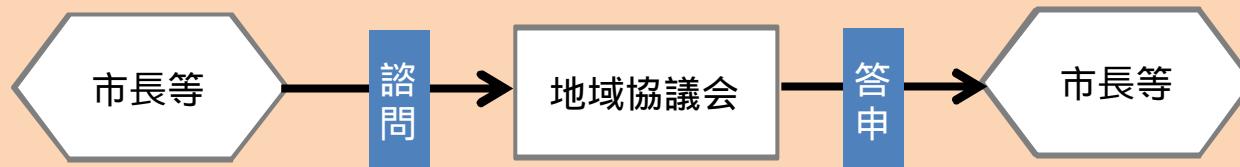


【建議】

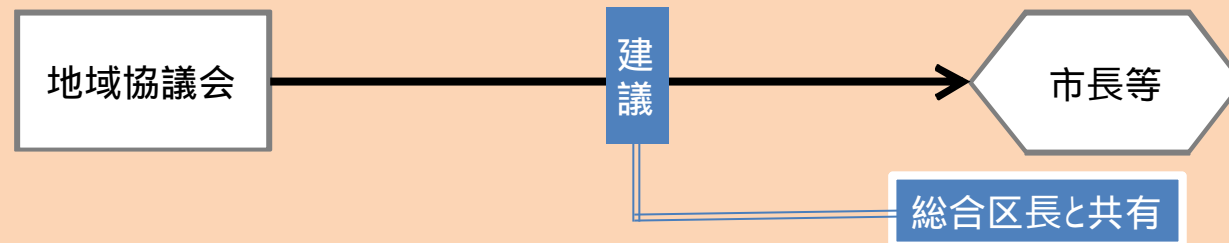


総合区長が所管しない事務

【諮問・答申】



【建議】



必要に応じ、適切な措置を講ずる

参考（地域自治区制度の概要）

（１）根拠

市町村長の権限に属する事務を分掌させ、及び地域の住民の意見を反映させつつ、これを処理させるため、条例で設置できるとされており、分掌する事務を執行する「事務所」と、住民意見を反映するための「地域協議会」を設置することとされている（地方自治法第202条の4、第202条の5）

（２）地域自治区の性格

法人格を持たない行政区画の一種

（３）地域自治区の事務

地域自治区に分掌させ得る事務の範囲は、市町村長の権限に属する事務全般（地域協議会の事務局に限定されない）事務所を設置し、事務所の長は市町村長の補助機関である職員が充てられる

（４）地域協議会

【位置づけ】

附属機関（合議体として意思決定を行う）

【委員】

地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、市町村の長が選任
（多様な意見が適切に反映されるよう配慮）

任期は4年以内

報酬を支給しないとすることができる

（地制調答申：原則として無報酬とする
衆参附帯決議：原則として無報酬とするよう周知すること）

【権限】

下記事項について審議し、市長その他の市の機関（総合区長含む）に意見を述べる権限

地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項
その他、市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項
市の事務処理に当たっての地域自治区の住民との連携強化に関する事項

市長は、条例で定める重要事項で地域自治区の区域に係るものを決定・変更する場合は、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない

市長その他の市の機関は、上記意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない

